

医療法人の手引

令和5年11月版

広島県健康福祉局医療介護基盤課

< 目 次 >

第1 医療法人について

1 医療法人とは	1
2 医療法人の特色	1
3 医療法人の種類	2
4 医療法人設立手続き	2
5 医療法人の役員	3
6 医療法人の遵守事項	4
7 特定医療法人と社会医療法人	5
8 解散の手続	6
9 合併の手続	6
10 分割の手続	7
11 留意事項	8

第2 医療法人関係手続一覧

第3 医療法人設立認可申請について

1 医療法人設立認可基準	17
2 医療法人設立認可申請書類作成上の注意	20
3 医療法人設立認可申請書様式	21
4 医療法人設立認可申請書添付書類	22
(添付書類目録)	22
(1) 設立趣意書	23
(2) 設立総会議事録	24
(3) 定款(寄附行為)	29
(4) 設立時の財産目録	84

(5) 財産の内訳明細書	85
ア 資産	
(現金、預金、医業未収金、医薬品等、土地、建物、 医療用器械備品、その他の器械備品、〇〇)	
イ 負債	
(6) 不動産の登記事項証明書	89
(7) 不動産の評価書	89
(8) 銀行等の拠出金保管に関する証明書	89
(9) 負債残高証明及び債務引継承認願等	90
(10) 履歴書	94
(11) 役員就任承諾書	95
(12) 役員及び社員の名簿	96
(13) 開設する医療施設の概要、案内図、敷地図、建物平面図	97
(14) 管理者の就任承諾書及び医師免許証の写し	100
(15) 設立後2年間の事業計画及び予算書	101
(16) 設立代表者の選任及びその権限の証明書	106
(17) 賃貸借契約書写し、賃借料の算出根拠 及び賃貸人の所有を証する登記事項証明書	107
(18) 設立代表者の原本証明	108
(19) リース物件一覧表	109
(20) 基金引受申込書	110
(21) 基金拠出契約書	111

第4 各種認可申請及び届出について

医療法人関係申請書・届出書様式一覧（設立認可申請書以外）	113
1 設立登記完了届	115

2	理事数の例外認可	116
3	理事長特例認可	117
4	管理者理事の特例認可	118
5	登記事項変更（解散）登記完了届	119
6	役員変更届	120
7	定款・寄附行為変更認可申請	121
8	定款・寄附行為変更届	123
9	医療法人事業報告書等届	129
10	医療法人解散認可申請	143
11	清算中就職した清算人届	144
12	医療法人解散届	145
13	医療法人残余財産処分認可申請（社団）	146
14	医療法人財産帰属認可申請（財団）	147
15	清算結了届	148
16	医療法人合併認可申請	149
17	医療法人分割認可申請	151
18	一時役員選任申請	152
19	医療法人財産引継完了届	154
20	医療法人の経営情報等報告書	156

第1 医療法人について

第1 医療法人について

1 医療法人とは

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団であって、医療法（以下「法」という。）第44条の規定により都道府県知事の設立認可を受けたものである。

医療法人制度は、医業事業の経営主体が非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の持続性を確保するとともに、資金集積を容易にし、私人による病院経営の経済的困難を緩和し、医療の普及向上を図るため、昭和25年、法の一部改正により、法定されたものである。

医業事業の主体に法人格を付与するにあたり、株式会社等のように商法上の会社組織によることは、会社が営利を目的とする団体であるため、医業の本質になじまない面があり、また民法上の公益法人には、積極的な公益性が要求される点で現実の医療事業運営の実態に合わないものがあるので、医療法によって特別に認められたものである。

医療法人は、医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることから、自主的な運営基盤の強化を図るとともに、提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図り、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすべきことが、求められている。（法第40条の2）

2 医療法人の特色

(1) 業務

医療法人が行うことができる本来的な業務は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設である。（法第39条）

「常時」とは、「常勤」の意味であって、定められた診療所の診療時間中に常に勤務することである。

また、これらの業務に支障のない限り、医療法人は、定款又は寄附行為に定めるところにより、保健衛生等に関する業務を行うことができる。（法第42条）

(2) 非営利性

医療法人は、剰余金の配当が禁止されている。（法第54条）

「剰余金の配当」とは、損益計算上の利益金を社員に対して分配することである。したがって、収益を生じた場合には、法人の職員に対する待遇及び福利厚生等の改善、施設の整備等にあてるほか、すべて積立金として留保すべきこととなる。

また、解散時の残余財産の帰属すべき者は、国若しくは地方公共団体又は省令で定める者（公的医療機関の開設者、病院を開設する若しくは開設する予定の都道府県(郡市)医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る)、持分の定めのない医療法人）から選定されなければならない。（法第44条）

なお、平成19年4月1日以前に設立された医療法人又は平成19年4月1日前に認可の申請をし、平成19年4月1日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、平成19年4月1日に

において、定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者の規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は省令で定める者（公的医療機関の開設者、病院を開設する若しくは開設する予定の都道府県(郡市)医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る)、持分の定めのない医療法人)以外のものを規定しているものについては、当分の間、その効力を有する。(平成18年法律第84号附則第10条)

3 医療法人の種類

医療法人には、社団医療法人と財団医療法人の2種類がある。(法第39条)

(1) 社団医療法人

社団医療法人は、一定の目的のために集合した個人の集まりを全一体としてとらえているものであり、法人の行動はその機関によってなされ、その法律効果は法人自体に帰属して構成員個人には帰属しない。

社団は、その構成員の総意によって適宜にその目的、組織等を変更しうるために、民主的で柔軟性のある運営が可能である。

社団医療法人には、出資持分の定めのない社団医療法人と出資持分の定めのある社団医療法人とがあり、平成19年4月1日以降は、出資持分の定めのある社団医療法人(持分あり医療法人)の新規設立は認められなくなっている。(平成19年4月1日以前に設立されていた、既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、持分あり医療法人は「経過措置型医療法人」とも呼ばれている。)

(2) 財団医療法人

財団医療法人は、病院(診療所、介護老人保健施設及び介護医療院)の設置経営という目的のために寄附された財産を中心とし、これを運営する組織を有するものである。

財団は、設立者の意思のみによって固定した目的と組織の下に運営がなされるため、事業の安定性、継続性が保障される利点を有する一方、運営の民主性、柔軟性を欠くという点があるとされている。

4 医療法人設立手続 (P17 参照)

(1) 医療法人を設立するためには、都道府県知事の認可を受けなければならない。(法第44条)

(2) 都道府県知事は、医療法人設立の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。(法第45条第2項)

本県の医療法人設立認可等に係る医療審議会は年に2回開催されるため、設立認可を受けようとする者は、医療介護基盤課に事前協議を行った上で、申請書の提出前の事前審査として、申請書の写しを5月末若しくは11月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の3週間前までに管轄の保健所に申請書を3部提出する。

(3) 医療法人の設立は、「組合等登記令」の定めるところにより設立認可書が到達した日から2週間以内に主たる事務所所在地において設立登記することにより成立する。(法第43条、第46条)

(4) 医療法人は設立登記により法人格を取得することになるので、事後名実ともに財産権等の帰

属主体になる。

したがって、法人に帰属する財産で、登記、登録等を必要とするものについては、速やかに移転登記等の手続をしなければならない。

また、病院等の開設者は、医療法人となるので、従来個人開設であった病院等の廃止手続をするとともに、新たに医療法人を開設者として所管の保健所に開設許可手続をすることになる。

5 医療法人の役員（P17 参照）

（1）役員

医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事とすることも可能である。（法第46条の5、施行規則第31条の5）

なお、理事には、医療法人の理事会の構成員として、医療法人の業務の意思決定に参画し、忠実に職務を行う義務、社員総会における、社員からの求めに応じての特定の事項に係る説明義務、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務、医療法人との利益相反取引の制限（利益相反取引については、理事会における承認と取引後の理事会への報告が必要）などがある。（法第46条の3の4、法第46条の6の3、法第46条の6の4）

（2）理事長

医療法人の理事のうち1人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。（法第46条の6、施行規則第31条の5の3）

理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（法第46条の6の2）

（3）管理者たる理事

医療法人は、開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。

ただし、病院、診療所等を2以上開設している場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。（法第46条の5）

（4）監事

監事は、医療法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。（法第46条の8）

監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。（法第46条の5）

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（法第46条の8の2）

(5) 役員等に欠員を生じた場合の措置

法又は定款若しくは寄附行為で定めた役員員の数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（法第46条の5の3第1項）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときには、1月以内に補充しなければならない。（法第46条の5の3第3項）

なお、役員欠けた場合において、医療法人の業務遅滞のため損害の生ずるおそれがあるとき、都道府県知事は利害関係人の請求により、または職権をもって、一時役員職務を行うべき者を選任しなければならないものとされている。（法第46条の5の3第2項）

(6) 評議員

財団たる医療法人は、理事の定数を超える数の評議員をもって、評議員会を組織すること。（法第46条の4の2）

評議員は、財団たる医療法人の最高意思決定機関・諮問機関である評議員会の構成員としての役割を担う。

評議員となる者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者、医療を受ける者のうちから、寄附行為で定められた者及び財団の評議員として特に必要と認められる者から選任すること。

評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。（法第46条の4）

(7) 理事会について

理事会は全ての理事で組織され、医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選出及び解職に係る職務を行う。

なお、理事会は、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任及び解任、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止等の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。（法第46条の7）

また、議事録を作成し、理事会に出席した理事及び監事は、署名し、又は記名押印すること。署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。（法第46条の7の2）

6 医療法人の遵守事項

(1) 登記事項の届出

医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（施行令第5条の12）

(2) 役員変更の届出

役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。（施行令第5条の13）

(3) 定款又は寄附行為の変更

定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、変更事項のうち、事務所の所在地、公告の方法については、届出となっている。（法第54

条の 9、施行規則第 33 条の 25、第 33 条の 26)

(4) 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。(法第 54 条)

また、配当ではないが事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されている。

(5) 事業報告書等の届出

医療法人は、毎会計年度の終了後 3 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書(以下「事業報告書等」という。)及び監事の監査報告書(社会医療法人にあっては、公認会計士等の監査報告書)を都道府県知事に届け出なければならない。(法第 52 条)

(6) 書類の整備・閲覧

医療法人は、定款又は寄附行為、事業報告書等及び監事の監査報告書を主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。(法第 51 条の 4)

なお、都道府県知事は、定款若しくは寄附行為、事業報告書等及び監事の監査報告書について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。(法第 52 条)

7 特定医療法人と社会医療法人

(1) 特定医療法人

財団又は持分の定めのない社団の医療法人で、公益性に関する一定の要件を充たすもので、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 67 条の 2 の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を特定医療法人という。

(2) 社会医療法人

医療法人のうち、次に掲げる要件に該当し公的な運営が確保され、都道府県知事に認定を受けたものを社会医療法人といい(法第 42 条の 2)、定款又は寄付行為の定めるところにより、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施することができる。

ア 役員、社団たる医療法人の場合は社員及び財団たる医療法人の場合は評議員について、その親族等がそれぞれ役員、社員及び評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと及びその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

イ 定款又は寄附行為に解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

ウ 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限り)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

また、救急医療等確保事業を実施するために社会医療法人債を発行することができる。(法第 54 条の 2)

8 解散の手續

- (1) 社団たる医療法人は次の事由によって解散する。(法第 55 条第 1 項)
- ①定款をもって定めた解散事由の発生
 - ②目的たる業務の成功の不能
 - ③社員総会の決議
 - ④他の医療法人との合併
 - ⑤社員の欠亡
 - ⑥破産手續開始の決定
 - ⑦設立認可の取消し
- (2) 社団たる医療法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、(1) ③の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (3) 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- ①寄附行為をもって定めた解散事由の発生
 - ②(1) ②、④、⑥又は⑦に掲げる事由
- (4) 医療法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手續開始の決定をする。
- (5) (4) に規定する場合には、理事は、直ちに破産手續開始の申立てをしなければならない。
- (6) (1) ②、③に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (7) 都道府県知事は、(6) の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- このため、医療法人の解散認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。
- 事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書(案)の写しを、5 月末若しくは、11 月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の 3 週間前までに管轄の保健所に申請書を 3 部提出する。
- (8) 清算人は、(1) ①若しくは⑤又は(3) ①に掲げる事由によって医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 合併の手續

- (1) 医療法人は、他の医療法人と合併することができる。(法第 57 条)
- この場合、合併する医療法人は合併契約を締結しなければならない。
- (2) 社団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について総社員の同意を得なければならない(法第 58 条の 2)。財団たる医療法人は、寄附行為に吸収又は新設の合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの合併をすることができる。さらに、財団たる医療法人は、吸収又は新設の合併契約について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 吸収合併とは、医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいう。(法第 58 条)

※ 新設合併とは、2 以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるものをいう。(法第 59 条)

(3) 吸収又は新設合併は、都道府県知事（吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）の認可を受けなければ、その効力を生じない（法第 58 条の 2、第 59 条の 2）。

(4) 都道府県知事（吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。）は、(3) の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

このため、医療法人の合併認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。

事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書（案）の写しを、5 月末若しくは、11 月末（末日が閉庁日の場合はその前日）までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の 3 週間前までに管轄の保健所に申請書を 3 部提出する。

10 分割の手続

(1) 医療法人（社会医療法人を除く。）は、吸収分割又は新設分割をすることができる。(法第 60 条、第 61 条)

吸収分割の場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下「吸収分割承継医療法人」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。新設分割の場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

(2) 社団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について総社員の同意を得なければならない。財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、それぞれの分割をすることができる。さらに、財団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 吸収分割とは、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。(法第 60 条)

※ 新設分割とは、1 又は 2 以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。(法第 61 条)

(3) 吸収分割又は新設分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収

分割承継医療法人又は新設分割設立法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(法第60条の3、法第61条の3)

- (4) 都道府県知事(吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立法人の主たる事務所の所在地が2以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、当該吸収分割医療法人又は新設分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事)は、(3)の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

このため、医療法人の分割認可を受けようとする者は、あらかじめ医療介護基盤課と事前協議を行うこと。

事前協議後、申請書の提出前の事前審査として、申請書(案)の写しを、5月末若しくは、11月末(末日が閉庁日の場合はその前日)までに、直接、医療介護基盤課に提出する。事前審査後、申請者は、遅くとも審議会開催日の3週間前までに管轄の保健所に申請書を3部提出する。

10 留意事項

- (1) 押印廃止に係る議事録の記名押印又は署名について

議事録の記名押印又は署名については、次のことを確認すること。

- ① 設立議事録、議事録の写しには必ず理事長又は設立代表者が原本証明されていること。
- ② 議事録には議事録署名人(理事長を除く2名以上)又は出席者全ての記名押印又は署名がされていること。

- (2) 第三者に委任する場合

第三者に委任する場合は、医療法人の設立代表者又は理事長からの委任状を提出すること。

(委任状には理事長の記名押印又は署名をすること。)

第 2 医療法人関係手続一覧

第2 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）

◆法…医療法, ◆令…医療法施行令,
◆規則…医療法施行規則, ◆細則…医療法施行細則
※ 斜体字による記載は、この手引きにより定めるものである。

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
設 立 設立認可の申請 法第44条第1項 規則第31条 細則第4条第1項 第7号 法第67条	設立しようとするとき ※広島県医療審議会への諮問を 経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に 合わせて、年2回の受付とな る。 ○医療介護基盤課への事前審査 書類提出の締め切りは、 ・1回目（8月認可予定）5月末 ・2回目（2月認可予定）11月末	医療法人設立認可申請書 （P21～P112） （正1部、副2部） 【添付書類】 ①定款又は寄附行為 ②設立時の財産目録 ③設立議事録（記名押印又は署名） ④設立趣意書 ⑤役員及び社員（評議員）の名簿 ⑥不動産その他の重要な財産の権利の所 属について登記所、銀行等の証明書類 （不動産の登記事項証明書等） ⑦開設する病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の概要（参考様式P82 ～84、案内図、敷地図、平面図） ⑧附帯事業を行う場合は、 ・当該業務に係る施設の職員 ・敷地及び建物の構造設備の概要 ・運営方法 を記した書類 ⑨設立後2年間の事業計画と予算書 ⑩設立代表者が適法に選任されたこと及 びその権限を証する書類 （委任状） ⑪設立者及び役員全員の就任承諾書、履 歴書 ⑫開設する病院、診療所、介護老人保健 施設又は介護医療院の管理者の氏名を記 載した書面（管理者就任承諾書及び医師 免許証の写し） ⑬前年の確定申告書の写し （基金制度を利用する場合） ⑭基金引受申込書 ⑮現物抛出する財産の額を証明する書類 ⑯基金抛出契約書	設立総会を開き、 ①医療法人設立趣旨の承認 ②（社団）社員の確認 ③定款又は寄附行為の承認 ④資産の抛出申込又は寄附 申込及び設立時の財産目録 の承認 ⑤設立後2年間の事業計画 と予算書の承認 ⑥役員を選任 ⑦設立代表者の選任 ⑧（不動産の賃借の承認） ⑨（設立代表者代理人の選 任） ⑩その他 を議決すること （基金制度を利用する場合） ①基金を引き受ける者の募集等 に係る定款の定め ②募集事項の決定 ③基金の申込み通知 ④基金の割当て通知 ⑤契約締結 （基金の総額の引受けを行う契 約を締結する場合は、③及び④ の手続きは不要）
設立登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第24の2号	登記後遅滞なく	設立登記完了届 （様式1、P115） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②定款	※「医療法人財産引継完了届」 を併せて添付する。（P154）

役員	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
	理事の数を1人又は2人に する場合の認可の申請 法第46条の5第1項 規則第31条の5 細則第4条第1項 第7の2号	事前 ※医師又は歯科医師が常時1人 又は2人勤務する診療所を1か 所のみ開設する医療法人のみ可 (S61.6.26健政発第410号)	医療法人理事数減員認可申請書 (様式2、P116) 【添付書類】 議事録の写し（記名押印又は署名）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する
	医師、歯科医師以外の者 を理事長とする場合の認可の申請 法第46条の6第1項 規則第31条の5の3 細則第4条第1項 第7の3号	事前 ※次の場合に可 (S61.6.26健政発第410号) (H18.2.7広島県制定) ①理事長が死亡し、又は重度の 傷病により理事長の職務を継続 することが不可能となった際 に、その子女が医科又は歯科大 学（医学部又は歯学部）在学中 か、又は卒業後、臨床研修その 他の研修を終えるまでの間、医 師又は歯科医師でない配偶者等 が理事長に就任しようとする場 合 ②次に掲げるいずれかに該当す る医療法人 イ 特定医療法人、社会医療法 人 ロ 地域医療支援病院を経営し ている医療法人 ハ 公益財団法人日本医療機能 評価機構が行う病院機能評価に よる認定を受けた医療機関を 経営している医療法人 ③候補者の経歴、理事会構成等 を総合的に勘案し、適正かつ安 定的な法人運営を損なうおそれ がないと都道府県知事が認めた 場合（広島県医療審議会への諮 問を経る場合がある）	医療法人理事長特例認可申請書 (様式3、P117) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②理事長就任予定者の履歴書 ③理事長就任承諾書	理事会の議決を要する
	管理者を理事に加えない 場合の認可の申請 法第46条の5第6項ただし書 規則第31条の5の2 細則第4条第1項 第7の4号	管理者の一部を理事に加えない こととする場合 事前 ※多数の病院等を開設する医療 法人で、離島等法人の主たる事 務所から遠隔地にある病院等の 管理者である場合に可 (S61.6.26健政発第410号)	医療法人管理者理事特例認可申請書 (様式4、P118) (正1部、副1部) 【添付書類】 議事録の写し（記名押印又は署名）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する
	登記事項変更登記完了の 届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	理事長に変更があったとき 登記後遅滞なく	登記事項変更（解散）登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
	役員変更の届出 令第5条の13 細則第4条第2項 第25の2号	①事業報告書等届又は定款（寄 附行為）変更認可申請に併せて ②理事長変更の場合は、遅滞な く (H7.4.20指第26号) ※ 重任の場合も届出が必要	役員変更届 (様式6、P120) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②新たに就任した役員（重任を含む）の 履歴書 ③新たに就任した役員（重任を含む）の 就任承諾書 ④新たに理事長に就任した場合は医師免 許証の写し（重任を除く）	①（社団）社員総会の議決を要 する ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要する

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
定款又は寄附行為の変更 法第54条の9第3項 規則第33条の25 細則第4条第1項 第8号	定款又は寄附行為を変更しようとするとき 事前 ※変更事項が「事務所所在地」又は「公告の方法」のみであるときは、届出	定款・寄附行為変更認可申請書（様式7、P121～P127） （正1部、副2部） 【添付書類】 ①変更理由書 ②新旧対照表 ③議事録の写し（記名押印又は署名） A. 新たに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合（移転を含む） ①～⑤、⑧～⑪ ④開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要（参考様式P97、案内図、敷地図、平面図） ⑤開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写し） B. 法第42条の各号の業務（附帯業務）を行う場合 ①～③、⑥、⑧～⑪ ⑥・当該業務に係る施設の職員 ・敷地及び建物の構造設備の概要 ・運営方法 を記した書類（介護保険事業を行う場合は、介護保険事業者指定申請書類の写しでよい） C. 社会医療法人が法第42条の2第1項に定める収益業務を行う場合 ①～③、⑦～⑪ ⑦収益業務の概要及び運営方法を記載した書類 A～Cのいずれかに該当する場合、 ⑧変更後2年間の事業計画と予算書 ⑨（新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合） ・契約書又は申込書の写し ・不動産を拠出（寄附）する場合は、登記事項証明書（不動産の所有状況の確認のため）及び評価額証明書（500万円以上の評価額の場合） ⑩（不動産を賃借する場合） 賃貸借契約書の写しと登記事項証明書（賃借する不動産の所有状況の確認のため） （不動産を法人が取得する又は所有している場合） 土地…登記事項証明書（不動産の所有状況の確認のため） 建物…登記事項証明書（又は建築確認済証明書） ⑪現行定款並びに新定款（案） A B C 以外の場合 ①～③、⑪	①（社団）社員総会の議決を要する ②（財団）理事会（評議員会）の議決を要する ※事業計画と予算書については、 ① 新たに開設する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は附帯業務事業所単体のもの ② 医療法人全体のものをそれぞれ準備する。 （①・②にはそれぞれの職員給与費内訳書を添付する。）
定款又は寄附行為の変更の届出 法第54条の9第5項 規則第33条の26 細則第4条第2項 第25の3号	（事務所所在地又は公告の方法に変更があったとき） 変更後遅滞なく ※その他の事項を変更する時は、認可申請	定款・寄附行為変更届（様式8、P128） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②定款（変更後）	①（社団）社員総会の議決を要する ②（財団）理事会（評議員会）の議決を要する
登記事項変更登記完了の届出 法第43条第1項 令5条の12 細則第4条第2項 第25号	次の登記を行ったとき ①従たる事務所の新設 ②事務所の移転 ③目的及び業務の変更 ④名称の変更 登記後遅滞なく	登記事項変更（解散）登記完了届（様式5、P119） （正1部、副1部） 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②定款（変更後）	

	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
事業報告 書等	事業報告書等の届出 法第52条第1項 規則第33条の2の12 細則第4条第2項 第24号	毎会計年度終了後3月以内	医療法人事業報告書等届 (様式9、P129～P142) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤関係事業者との取引の状況に関する報告書 ⑥監事の監査報告書 ⑦議事録の写し（記名押印又は署名） ア．社会医療法人の場合 ⑧法第42条の2の第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類 イ．社会医療法人債を発行した医療法人の場合 ⑧純資産変動計算書 ⑨キャッシュ・フロー計算書 ⑩附属明細書 ⑪公認会計士又は監査法人の監査報告書 ⑫法第42条の2の第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類	①（社団）理事会及び社員総会の議決を要する ②（財団）理事会及び評議員会の議決を要する ※「事業報告書」では、法人の会計年度に鑑みて報告年度を記入いただくほか、「社員総会議事録の写し」における参加者の押印は、社員としての押印であること等について留意する。 関係事業者との取引がない場合も、報告書の余白に「該当なし」と記載し、報告する。
	登記事項変更登記完了の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	資産総額に変更があったとき 登記後遅滞なく	登記事項変更（解散）登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
経営状況 の報告	医療法人の経営情報等報告 法第69条の2第2項 規則第38条の3～第38条の 細則第4条第2項第32号	毎会計年度終了後3月以内 (法第五十一条第二項の医療法人にあつては、四月以内) ※病院又は診療所を開設していない法人は報告対象外	医療法人の経営情報等報告書 (様式19、P156) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①経営状況に関する情報（病院、診療 ②職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院、診療所） ※租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合は、「医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書」を提出（鑑文不要）	

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
解散・清算 解散の認可の申請 法第55条第6項 規則第34条 細則第4条第1項 第9号 法第67条	①目的たる業務の成功の不能により解散しようとするとき ②(社団)総会の決議により解散しようとするとき ※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。 ○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、 ・1回目(8月認可予定)5月末 ・2回目(2月認可予定)11月末	医療法人解散認可申請書 (様式10、P143) (正1部、副2部) 【添付書類】 ①理由書 ②議事録の写し(記名押印又は署名) ③財産目録、貸借対照表、損益計算書 ④残余財産の処分について記載した書類 ⑤定款 ⑥役員及び社員の名簿	①(社団)社員総会の議決を要する ②(財団)理事会(評議員会)の議決を要する
清算人の就任登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第29号	登記後遅滞なく (同時に行う)	清算中就職した清算人届 (様式11、P144) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①登記事項証明書 ②清算人の履歴書 ③清算人の就任承諾書	
解散登記の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第25号	登記後遅滞なく	登記事項変更(解散)登記完了届 (様式5、P119) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	
解散の届出 法第55条第8項 細則第4条第2項 第26号	①定款又は寄附行為をもって定めた解散事由の発生したとき ②(社団)社員の欠亡により解散したとき 解散登記後遅滞なく ※清算人就任及び解散の登記届(前頁)も併せて提出すること	医療法人解散届 (様式第12、P145) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④登記事項証明書 ⑤議事録の写し(記名押印又は署名) ⑥定款	①(社団)社員総会の議決を要する ②(財団)理事会(評議員会)の議決を要する
残余財産の処分(帰属)の認可の申請 旧法第56条第2項、 第3項 細則第4条第2項 第27号	(定款又は寄附行為の定めるところにより処分されないものを処分するとき)残余財産の処分又は帰属について、知事の認可を受ける場合 解散登記後遅滞なく	医療法人残余財産処分認可申請書 (社団:様式13、P146) 医療法人財産帰属認可申請書 (財団:様式14、P147) (正1部、副2部) 【添付書類】 ①解散の理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④残余財産の帰属者の同意書(記名押印又は署名) ⑤社団医療法人にあつては総社員の同意書 ⑥定款	(社団)総社員の同意を要する
清算終了の届出 法第43条第1項 令第5条の12 細則第4条第2項 第30号	登記後遅滞なく	清算終了届 (様式15、P148) (正1部、副1部) 【添付書類】 登記事項証明書	

事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続	
合併	<p>合併の認可 (吸収合併) 法第57条～第58条の6 及び法67条 (新設合併) 法第59条～第59条の5 及び法67条 細則第4条第1項 第10号</p>	<p>合併しようとするとき</p> <p>事前</p> <p>※吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、国若しくは地方公共団体、法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者及び持分の定めのない医療法人以外の者を残余財産の帰属すべき者として規定することができる（合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合、合併後は、持分の定めのない医療法人となる）</p> <p>※新設合併設立医療法人は、医療法人の新設を行うこととなるため、新設合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合であっても、新設合併設立医療法人は持分の定めのない医療法人となる</p> <p>※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。</p> <p>○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。</p> <p>○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目（8月認可予定）5月末 ・ 2回目（2月認可予定）11月末 	<p>医療法人合併認可申請書 (様式16、P149) (正1部、副2部)</p> <p>【添付書類】 (吸収合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①理由書 ②法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 ③吸収合併契約書の写し ④吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為 ⑤吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為 ⑥吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及び予算書 ⑧吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） <p>(新設合併)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①理由書 ②法第59条の2の手続を経たことを証する書類 ③新設合併契約書の写し ④新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為 ⑤新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為 ⑥新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦新設合併医療法人の新設合併後2年間の事業計画及び予算書 ⑧新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） 	<p>(社団) 総社員の同意を要する</p> <p>(財団) 寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限る 理事の3分の2以上の同意を要する。ただし、寄附行為に特段の定めがある場合には、それによる</p>

事 項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
分 割 分割の認可 （吸収分割） 法第60条～第60条の7 （新設分割） 法第61条～第61条の6 細則第4条第1項 第11号 ※ 次の法人は対象外 ・ 社会医療法人 ・ 特定医療法人 ・ 持分あり医療法人	分割しようとするとき 事前 （吸収分割） 既存他の医療法人に承継させること （新設分割） 新しく設立する医療法人に承継させること ※広島県医療審議会への諮問を経る必要がある。 ○広島県医療審議会開催時期に合わせて、年2回の受付となる。 ○医療介護基盤課への事前審査書類提出の締め切りは、 ・ 1回目（8月認可予定）5月末 ・ 2回目（2月認可予定）11月末	医療法人分割認可申請書 （様式17、P151） （正1部、副2部） 【添付書類】 （吸収分割） ①理由書 ②法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 ③吸収分割契約書の写し ④吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 ⑤吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為 ⑥吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 ⑦吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。） 【新設分割】 ①理由書 ②法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項又は第3項の手続きを経たことを証する書類（新設分割することを決議した社員総会（理事会）の議事録の写し） ※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要 ③新設分割計画の写し ④新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為 ⑤新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為 ⑥新設分割前の新設分割医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表 ⑦新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面（管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。）	（社団）総社員の同意を要する （財団）寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限る 理事の3分の2以上の同意を要する。ただし、寄附行為に特段の定めがある場合には、それによる

	事項 根拠規定	申請の内容 認可要件等	提出書類（提出部数）	医療法人内部に おける手続
一時役員	一時役員を選任の申請 法第46条の5の3第2項 細則第4条第1項 第12号	役員が欠けた場合において、 医療法人の業務が遅滞するこ とにより損害を生ずるおそれ があるとき 事前	一時役員選任申請書 (様式第18、P153) (正1部、副1部) 【添付書類】 ①議事録の写し（記名押印又は署名） ②一時役員履歴書 ③一時役員就任承諾書 ④役員及び社員（評議員）の名簿	①（社団）社員総会の議決を要 することになっている場合が通例 である ②（財団）理事会（評議員会） の議決を要することになっている 場合が通例である

(提出上の注意)

- 1 上記提出書類の審査や確認のための必要な書類として、添付書類以外の書類を提出を求める場合があること。
- 2 法人の主たる事務所所在地を所管する保健所を経由して、県医療介護基盤課へ提出させること。
- 3 第三者に委任する場合は、委任状（要記名押印又は署名）を作成し、申請書とともに提出すること。

(記載上の注意)

- 1 社員総会議事録の添付が必要な書類の署名は「社員 ○○○○」とすること。
- 2 理事会議事録の添付が必要な書類の署名は「理事（長） ○○○○」とすること。
- 3 履歴書には氏名の記載をすること。
- 4 議事録の写しには理事長印による原本証明をすること。
- 5 議事録署名人は理事長を除く2名以上又は、出席者全てとすること。

第3 医療法人設立認可申請について

第3 医療法人設立認可申請について

1 医療法人設立認可基準

(1) 名称

県内に主たる事務所を有する既存の医療法人の名称と同一表記でないことが望ましい。

(2) 設立前の運営実績期間

収支予算書の妥当性が、確認できる程度の運営実績（基準日現在で1年以上）があること。
ただし、介護老人保健施設又は介護医療院を経営するために医療法人を設立する場合には、この限りではない。

(3) 社員

ア 社団の医療法人である場合、社員は3人以上であること。

イ 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正ではないこと。（平成19年3月30日付け医政発第0330049号厚生労働省医務局長通知医療法人制度についての別添、医療法人運営管理指導要綱。以下「要綱」という。）

ウ 未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員になることができる。（要綱）

エ 社員は自然人であること

(4) 役員（理事、監事）

ア 役員は原則として理事3人以上、監事1人以上であること。（法第46条の5）

イ 役員の資格

(ア) 欠格事由に該当していないこと

(法第46条の5第5項が準用する法第46条の4第2項)

a 法人

b 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令に定める者。

c 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

d b及びcに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 医療法人と関係のある特定の営利法人（メディカル・サービス法人、医療法人が開設する医療施設の土地・建物を所有する法人等）の役員ではないこと。（要綱）

(ウ) 未成年者ではないこと。

(エ) 監事は、理事、評議員及び医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。））を兼ねてはならない。また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人では、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。診療所を開設する医療法人において

も同様であること。その他、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること。(法第 46 条の 5 第 8 項、要綱)

(オ) 役員は自然人であること。(要綱)

ウ 医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に加えること。

ただし、2 以上の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を除く。）の管理者を理事に加えないときには、知事の認可を受けなければならない。(法第 46 条の 5 第 6 項、要綱)

(5) 評議員

ア 寄附行為に定める次に掲げる者から選任すること。(法第 46 条の 4 第 1 項)

(ア) 医療従事者

(イ) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

(ウ) 医療を受ける者

(エ) (ア) ~ (ウ) に掲げる者のほか、選任された者

イ 次のいずれかに該当していないこと (法第 46 条の 4 第 2 項)

(ア) 法人

(イ) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として、厚生労働省令で定める者

(ウ) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) (ア) ~ (ウ) に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。(法第 46 条の 4 第 3 項)

エ 理事の定数を超える数の評議員をもって、評議員会を組織すること。(法第 46 条の 4 の 2)

(6) 理事長

ア 医師又は歯科医師である理事の中から選出すること。(法第 46 条の 6)

イ 他の医療法人の理事長ではないこと。

(7) 資産要件

ア 基準日

設立認可申請書に係る資産要件の基準日については、次のとおりとすること。

1 回目：8 月認可予定

⇒ 当該年 5 月末日までの事前審査書類提出分 … 基準日：当該年 2 月末日

2 回目：2 月認可予定

⇒ 前年 11 月末日までの事前審査書類提出分 … 基準日：前年 8 月末日

(上記基準日によりがたい場合は、広島県医療介護基盤課に問い合わせること。)

イ 不動産

(ア) 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には差し支えない。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましい。(要綱)

(イ) 理事長等役員又は役員の親族等特別な関係にある者から賃借する場合には、客観的な評価(固定資産税算定に係る評価額、不動産鑑定士による評価額等)に基づき、適正な賃借料が定められていること。また、住居部分については賃借できないこと。

(ウ) 医療法人が所有する不動産については、一定の要件を満たす遊休資産を除いて、原則的に賃貸することはできない。(社会医療法人が、その収益を開設する医療機関の経営に充てることを目的として、定款又は寄附行為に定めるところにより行う場合を除く。)

(要綱、法第 42 条の 2)

ウ 動産

(ア) 医療機械器具、什器備品、薬品衛生材料等については、抛却又は寄附をすることが望ましい。ただし、事後買取やリースも認められる。

(イ) 個人的な財産の抛却は認められない。(個人的な財産：医師会歯科医師会の入会金、役員の自家用車等)

エ 運転資金の確保

抛却される預貯金、医業未収金及び薬品衛生材料の合計額が、収支予算書における支出予算額の 2 か月分^{*}を上回ること。

^{*}支出予算額の 2 か月分…合計支出予算額から翌年度繰越金及び法人税等を除いた額の 1/2 分の 2 に、医療機械器具、什器備品、薬品等の買取額を加えた額

オ 負債

(ア) 抛却又は寄附する物件の購入等について発生したものであり、かつ、抛却又寄附する物件の価額を超えないこと。

(イ) 法人化前の運転資金に係る借入金(従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合)は、引き継ぐことはできない。

(8) 設立当初の会計年度

1 年以上にならないこと。

(9) 基金

(ア) 持分の定めのない社団医療法人は、資金の調達手段として基金制度を採用することができる。(規則第 30 条の 37)

基金とは、上記の医療法人の設立等にあたり抛却された金銭その他財産であって、医療法人が抛却者に対して、定款の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、抛却時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るためのものである。(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051

号「医療法人の基金について」)

(イ) 基金制度を採用する場合は、定款に定めること。

(10) 収支予算

前年度実績から判断して、妥当なものであること。

2 医療法人設立認可申請書類作成上の注意

(1) 用紙はA4判を用い、横書き左綴じとする。

(2) 使用文字は、原則として常用漢字とすること。

(3) 書類は4部作成すること。

主たる事務所の所在地を所管する保健所へ3部提出し、1部は法人の控用である。保健所に提出したうちの2部(正本、副本)は広島県医療介護基盤課へ進達する。広島県医療介護基盤課へ進達したうちの副本1部は設立認可書を添付して交付するが、登記する際に必要となる。

(4) 提出する3部のうち正本以外のものについては、証明書類は写しでも差し支えない。

(5) 証明書類がA4判より小さい場合は、台紙に貼ること。

(6) 添付書類は、設立認可申請書の目録順に必要な書類を揃えて提出すること。

(7) 第三者に申請書の提出を委任する場合は、委任状を提出すること。

(委任状には理事長の記名押印又は署名をすること。)

(8) 議事録の記名押印又は署名については、次のことを確認すること。

ア 設立議事録、議事録の写しには必ず理事長又は設立代表者が原本証明されていること。

イ 議事録には議事録署名人(理事長を除く2名以上)又は出席者全ての記名押印又は署名がされていること。

3 医療法人設立認可申請書様式

医療法人設立認可申請書

年 月 日

広島県知事様

設立代表者 住所
氏名

次の医療法人を設立したいので認可してください。

医療法人の名称

事務所の所在地

- 注 1 設立代表者を定めていないときは、設立者全員の住所氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

- ※印の書類 … 必要に応じて添付すること。
- 登記事項証明書については、設立認可申請書正本に原本を、副本には原本証明を付した原本の写しを添付すること。

4 医療法人設立認可申請書添付書類

(添付書類目録)

- (1) 設立趣意書
- (2) 設立総会議事録（記名押印又は署名）
- (3) 定款
- (4) 設立時の財産目録
- (5) 財産の内訳明細書
 - ア 資産
 - 財産目録の明細書
 - A 流動資産
 - 預金、医業未収金、医薬品等
 - B 固定資産
 - 1 有形固定資産
 - 土地、建物、医療用器機備品、その他の器機備品
 - 2 無形固定資産
 - 電話加入権
 - 3 その他の資産
 - その他
 - イ 負債
 - 設立時の負債内訳書
 - （借入に係わるもの）（リース物件に係わるもの）（支払いに係わるもの）
- (6) 不動産の登記事項証明書
- ※ (7) 不動産の評価書
- ※ (8) 銀行等の拠出金保管に関する証明書
- ※ (9) 負債の残高証明及び債務引継承認書
- (10) 設立者全員の履歴書
- (11) 役員の就任承諾書及び履歴書
- (12) 役員及び社員の名簿
- (13) 開設する医療施設の概要、案内図、敷地図、建物平面図
- (14) 管理者の就任承諾書及び医師免許証の写し
- (15) 設立後2年間の事業計画及び予算書
- (16) 設立代表者の選任及びその権限の証明書
- ※ (17) 賃貸借契約書写し、賃借料の算出根拠及び賃貸人の所有を証する登記事項証明書
- ※ (18) 設立代表者（理事長）の原本証明
- ※ (19) リース物件一覧表
- ※ (20) 基金引受申込書
- ※ (21) 基金拠出契約書
- ※ (22) 前年度の所得税の確定申告書（病院・診療所の開設実績がある場合）

(1) 設立趣意書

医療法人〇〇会設立趣意書

1 〇〇〇〇は、現在〇〇県〇〇市〇〇町において〇〇病院（診療所）を開設しているものであるが、その概要は次のとおりであり、この地域の医療に相当の貢献をしている。

(1) 診療科名 〇〇科、〇〇科

(2) 許可病床数 一般病床〇〇床、療養病床〇〇床、合計〇〇床

(3) 職員数 人（うち医師〇〇人）

(4) 1日平均患者数（〇〇年実績）

入院患者 〇〇人

外来患者 〇〇人

(5) 沿革

〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇が〇〇県〇〇市〇〇町において〇〇病院（診療所）を開設、現在に至る。

2 この病院（診療所）を更に発展充実させ、永続性を図るためには、医療法人を設立してその経営に移すことが有効であると思われる。医療法人名の由来については、〇〇〇〇〇〇〇である。

このため、私達〇人は、社団形式による医療法人〇〇会を設立し、地域医療に貢献しようとするものである。

〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

設立代表者 〇 〇 〇 〇

(2) 設立総会議事録

医療法人〇〇会設立総会議事録（例）

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 場 所 〇〇県〇〇市（郡）〇〇町〇番〇号 〇〇病院（診療所）に於いて
- 3 出席者（設立者）住所・氏名

（ 住 所 ）	（ 氏 名 ）
〇〇県〇〇市（郡）〇〇町〇番〇号	〇 〇 〇 〇

4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ、〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき〇〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者 〇〇〇〇 は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が広島県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

○ ○ ○ ○	(資 産)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(資 産 合 計)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(負 債)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(負 債 合 計)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(拠出額)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
○ ○ ○ ○	(資 産)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(資 産 合 計)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(拠出額)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
○ ○ ○ ○	(資 産)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(資 産 合 計)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(拠出額)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
○ ○ ○ ○	(資 産)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(資 産 合 計)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	(拠出額)		○ ○ ○ ○ ○ 千円
	合 計		○ ○ ○ ○ ○ 千円

(○年○月○日現在)

なお、○ ○ ○ ○は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人○○会設立認可後○○年間に経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の返済後でなければ拠出金を返還することはできないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、〇〇〇〇は発言し、建物の建設資金及び医療用器機備品の購入資金として〇〇〇銀行から借入額があり現在〇〇〇〇〇千円の借入残高があるが、建物を拠出するに際し、この残高の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引継ぎたいと述べた。

また、医薬品や診療材料の購入により、〇〇薬品株式会社からの買掛金〇〇〇〇〇千円を、債権者の承認を得て設立する法人に引継ぎたいと述べた。

議長は、前述の拠出金及び債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇〇〇〇千円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は金〇〇〇〇〇千円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 〇〇年度及び〇〇年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認の件

議長は発言し、〇〇年度及び〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定される場所に従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理 事	〇	〇	〇	〇	（医療法人〇〇会〇〇病院（診療所）管理者）
同	〇	〇	〇	〇	
同	〇	〇	〇	〇	
監 事	〇	〇	〇	〇	

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長1人を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように選任された。

理事長 ○ ○ ○ ○

選任された者は、この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で広島県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 ○ ○ ○ ○

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する○○病院（診療所）の土地（建物）を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、本法人の開設する○○病院の土地は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって、医療法人〇〇会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印（又は署名）する。

設 立 者	○ ○ ○ ○	㊟
同	○ ○ ○ ○	㊟
同	○ ○ ○ ○	㊟
同	○ ○ ○ ○	㊟

- (注) 1 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
- 2 議事録のうち、他の添付書類と重複するものについては、その旨を記載した上で省略することができる。
- 3 役員は原則として理事3人以上、監事1人以上とすること。また、理事を3人未満とする場合は、その理由を明記すること。
- 4 理事の中には原則として法人の開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を入れること。また、管理者を理事に加えない場合は、その理由を明記すること。
- 5 第4号議案の拠出額については、設立時の財産目録の額と整合性を保つこと。
- 6 第6号議案で社員以外の者が役員に選任されたときは、「議長は〇〇氏を隣室から呼び入れた。」等の文言を追加し、内容の整合性を保つこと。

(3) 定款（寄附行為）

<p>社団医療法人の定款（例）</p>	<p>備 考</p>
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を広島県〇〇郡(市)〇〇町〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(3) 〇〇園 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>2 本会社が〇〇市（町）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称

<p>(1) ○○病院 広島県○○郡(市)○○町○番○号</p> <p>(2) ○○診療所 広島県○○郡(市)○○町○番○号</p> <p>(3) ○○園 広島県○○郡(市)○○町○番○号</p> <p>(4) ○○介護医療院 広島県○○郡(市)○○町○番○号</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>(1) 通所介護事業所の運営 ○○通所介護事業所 広島県○○郡(市) ○○町○番○号</p> <p>(2) 居宅介護支援事業所の運営 ○○居宅介護支援事業所 広島県○○郡(市) ○○町○番○号</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . . (2) . . . (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会</p>	<p>及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p>
---	--

<p>で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>第10条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 社員</p> <p>第14条 本団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照) • 厚生労働省令：医療法施行規則第32条の6 • 2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
---	---

<p>第 15 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本 社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為 のあつた者は、社員総会の議決を経て除名す ることができる。</p> <p>第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員 はその旨を理事長に届け出て、退社すること ができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 社員総会</p> <p>第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、 〇月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、い つでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員か ら社員総会の目的である事項を示して臨時社 員総会の招集を請求された場合には、その請 求があつた日から 20 日以内に、これを招集 しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日 前までに、その社員総会の目的である事項、 日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名 した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員 総会において選任する。</p> <p>第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なけ ればならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含 む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退社について社員総会の承認の議決を 要することとしても差し支えない。 ・定時社員総会は、収支予算の決定と決 算の決定のため年 2 回以上開催する ことが望ましい。 ・ 5 分の 1 を下回る割合を定めること もできる。 ・ 招集の通知は、定款で定められた方法 により行う。書面のほか電子的方法に よることも可。
--	---

<p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(5) 重要な資産の処分</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本社の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につき議決権を行使することができない。</p> <p>第 24 条 社員総会の議事については、法令で定</p>	
--	--

<p>めるところにより議事録を作成する。</p> <p>第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 役員</p> <p>第 26 条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p> <p>第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を執行し、 (例 1) 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法 46 条の 5 第 1 項参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実に行われた理事会において行わなければならない、報告を
--	--

<p>状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを広島県知事、社員総会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>第29条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者</p>	<p>省略することはできない。</p>
--	---------------------

<p>の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第 31 条 役員の報酬等は、</p> <p>(例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>(例 3) 理事長〇〇円、理事〇〇円、監事〇〇円とする。</p> <p>第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社の取引</p> <p>(3) 本社員がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社員とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 3 分の 2 を上回る割合を定めることもできる。 • 役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 • 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。
--	---

<p>理事) は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更</p> <p>第41条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、広島県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第9章 解散、合併及び分割</p> <p>第42条 本社は、次の事由によって解散する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1週間を下回る期間を定めることもできる。 • 過半数を上回る割合を定めることもできる。 • 本項を規定するか否かは任意。 • 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
---	--

<p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、広島県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第43条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、広島県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>第44条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させる。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者</p> <p>(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人</p>	
---	--

であって持分の定めのないもの

第 45 条 本社は、総社員の同意があるときは、広島県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 46 条 本社は、総社員の同意があるときは、広島県知事の認可を得て、分割することができる。

第 10 章 雑則

第 47 条 本社の公告は、

(例 1) 官報に掲載する方法

(例 2) ○○新聞に掲載する方法

(例 3) 電子公告 (ホームページ)

によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報 (又は○○新聞) に掲載する方法によって行う。

第 48 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この定款は、広島県知事の認可の日から施行する。

(設立当初の役員)

第 2 条 本設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○○○○

理 事 ○○○○

理 事 ○○○○

監 事 ○○○○

(設立当初の役員の任期)

第 3 条 本社の設立当初の役員の任期は、第

・ 法第 44 条第 4 項参照。

<p>〇〇条第1項の規定にかかわらず、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。 (設立当初の会計年度)</p> <p>第4条 本団の設立当初の会計年度は、第〇〇条の規定にかかわらず、設立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。</p>	
---	--

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例に次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第〇章 基金</p> <p>第〇条 本団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本団は、基金の拠出者に対して、本団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行</p>	<p>・特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、広島県知事の認可の日から施行する。

(略)

第5条 本社団は、第〇章の基金に係る規定について、広島県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社団の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。

・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。

財団医療法人の寄附行為（例）	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を広島県〇〇郡(市)〇〇町〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(3) 〇〇園 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>2 本財団が〇〇市（町）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。 (以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。) ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及

<p>(1)〇〇病院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(2)〇〇診療所 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(3)〇〇園 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円</p> <p>(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有</p>	<p>び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p>
--	---

<p>価証券に換え保管する。</p> <p>第 10 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第 11 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 12 条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。</p> <p>第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 評議員</p> <p>第 14 条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。</p> <p>第 15 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意に 1 年間で定めても差し支えない。(法第 53 条参照) ・ 厚生労働省令：医療法施行規則第 32 条の 6 ・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 ・ 評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が 1 人又は 2 人の場合にあっては、3 人以上とする。
---	--

<p>見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(5) 重要な資産の処分</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 本財団の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。</p> <p>第 20 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>第 21 条 評議員は、評議員会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 22 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>第 23 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につき議決権を行使することができない。</p> <p>第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>第 25 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>	<p>することができる。(法第 46 条の 4 の 5 参照)</p>
--	-------------------------------------

<p style="text-align: center;">第6章 役員</p> <p>第26条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第28条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、医療法人の業務を執行し、</p> <p>(例1) 3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の5第1項参照) ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の5第6項参照) ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
---	---

<p>会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを広島県知事、評議員会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>第29条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後</p>	
--	--

<p>も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>第31条 役員報酬等は、</p> <p>(例1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>(例3) 理事長〇〇円、理事〇〇円、監事〇〇円とする。</p> <p>第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引</p> <p>(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。 ・ 役員報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・ 寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。
---	---

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第33条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限度契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第35条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第36条 理事会は、

(例1) 各理事が招集する。

(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故がある

・本条を規定するか否かは任意。

・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を寄附行為又は理事会で定めることができる。

<p>ときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第37条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第38条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第8章 寄附行為の変更</p> <p>第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間を下回る期間を定めることもできる。 ・過半数を上回る割合を定めることもできる。 ・本項を規定するか否かは任意。 ・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
--	--

第9章 解散、合併及び分割

第42条 本財団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を受けなければならない。

第43条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第44条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第45条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、広島

県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。

第46条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第47条 本財団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) ○○新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告(ホームページ)によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は○○新聞)に掲載する方法によって行う。

第48条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第44条第4項参照。

社会医療法人（社団）の定款（例）	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を広島県〇〇郡（市）〇〇町〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 広島県〇〇郡（市）〇〇町〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所 広島県〇〇郡（市）〇〇町〇番〇号</p> <p>(3) 〇〇園</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 • 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。 • 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 • 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。 （以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 29 条第 4 項において同じ。）

<p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院</p> <p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>2 本団が〇〇市(町)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院</p> <p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所</p> <p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(3) 〇〇園</p> <p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院</p> <p style="text-align: center;">広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>3 本団が広島県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広島県医療計画に記載された救急医療 (〇〇病院)</p> <p>(2) 広島県医療計画に記載された災害医療 (〇〇病院)</p> <p>(3) 広島県医療計画に記載されたへき地医療 (〇〇病院)</p> <p>(4) 広島県医療計画に記載された周産期医療 (〇〇病院)</p> <p>(5) 広島県医療計画に記載された小児救急医療 (〇〇病院)</p> <p>第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を営むのほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の営む</p> <p>第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設又は介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。) ・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。 ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。
---	---

<p>(1) 駐車場業 (2) 料理品小売業</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第7条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第8条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床 (平成〇〇年実施予定) (2) 診療所の新規開設 (平成〇〇年実施予定) (3) 介護老人保健施設の新規開設 (平成〇〇年実施予定) (4) 介護医療院の新規開設 (平成〇〇年実施</p>	<p>行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良し
---	---

<p>予定)</p> <p>(5) 訪問看護ステーションの新規開設 (平成〇〇年実施予定)</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第 10 条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 11 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 12 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 13 条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。</p>	<p>ない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意に 1 年間で定めても差し支えない。(法第 53 条参照) ・法第 54 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。 ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。 ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
---	--

第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第 4 章 社員

第 15 条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

第 16 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第 17 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為

・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

・ 社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 社員のいずれか 1 人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

<p>のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 社員総会</p> <p>第 19 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>第 20 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p>第 21 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し</p> <p>(5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し</p> <p>(6) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(7) 重要な資産の処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。 ・5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることもできる。 ・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。
---	--

<p>(8) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更</p> <p>(10) 社員の入社及び除名</p> <p>(11) 本社の解散</p> <p>(12) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>第 22 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第 23 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 24 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p> <p>第 25 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使することができない。</p> <p>第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>第 27 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p>	
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 役員</p> <p>第28条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 2名以上〇名以内</p> <p>第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。 • 役員親族等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員いずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者 ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの • 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行す
--	--

<p>3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第30条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は医療法人の業務を執行し、 （例1）3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。 （1）本団の業務を監査すること。 （2）本団の財産の状況を監査すること。 （3）本団の業務又は財産の状況について、</p>	<p>る社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第46条の5第6項参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実に行われた理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
---	---

毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを広島県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第31条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第32条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第33条 役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。

<p>第 34 条 役員報酬等は別に定める基準により支給する。</p> <p>第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第 36 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 理事会</p> <p>第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p>	<p>・ 本条を規定するか否かは任意。</p>
--	-------------------------

<p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>第 39 条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第 41 条 理事は、理事会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第 42 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 21 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</p> <p>・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。</p>
--	--

<p>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第44条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更</p> <p>第45条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、広島県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第9章 解散及び合併</p> <p>第46条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、広島県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第47条 本会社が解散したときは、合併及び破</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本項を規定するか否かは任意。 • 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。
--	--

産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、広島県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 48 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第 49 条 本団は、総社員の同意があるときは、広島県知事の認可を得て、他の団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第 10 章 雑則

第 50 条 本団の公告は、

- (例 1) 官報に掲載する方法
- (例 2) ○○新聞に掲載する方法
- (例 3) 電子公告（ホームページ）
によって行う。

(例 3 の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

第 51 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

特定医療法人（社団）の定款（例）	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を広島県〇〇郡（市） 〇〇町〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(3) 〇〇園 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>2 本会社が〇〇市（町）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所，介護老人保健施設，介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院のうち，開設する施設を掲げる。 (以下，第 4 条第 1 項及び第 2 項，第 5 条並びに第 29 条第 4 項において同じ。)

<p>広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号 (2) 〇〇診療所 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号 (3) 〇〇園 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号 (4) 〇〇介護医療院 広島県〇〇郡(市)〇〇町〇番〇号</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所 (並びに介護老人保健施設又は介護医療院) を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 本社の設立当時の財産(別紙財産目録 に掲げるもの) (2) 本社に寄附された財産 (3) 本社の事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務 所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を 基本財産とする。 (1) …… (2) ……</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはなら ない。ただし、特別の理由のある場合には、 理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を 経た上、広島県知事の承認を受けて処分し、 又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社の資産のうち、基本財産を除く資 産を通常財産とし、これで本社の経費を支 弁する。</p> <p>第9条 本社の資産は、理事会又は社員総会 で定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	<p>・本条には、医療法第42条の規定に基 づいて行う業務を掲げる。行わない場合 には、掲げる必要はない。</p> <p>・なお、本条を置かない場合には、以下 の各条文が繰り上がることになる。</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、な るべく基本財産とすること。</p>
---	--

第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

<p>総数の3分の1以下としなければならない。</p> <p>第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p>第19条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。</p> <p>2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。</p> <p>第5章 社員総会</p> <p>第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月及び5月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。</p> <p>・5分の1を下回る割合を定めることもできる。</p> <p>・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。</p>
--	---

第 21 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 22 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5 月
4 定款の変更 5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 社員の入社及び除名 8 理事、監事の選任、辞任の承認 9 本社の解散 10 定款第 5 条に関する事項 11 他の医療法人との合併 12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

・第 5 条の業務がなければ掲げる必要はない。

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 24 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができな

<p>い。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p> <p>第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 役員</p> <p>第29条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名 常務理事 〇名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p>	<p>・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）</p>
--	--

2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、広島県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

第31条 理事長は本社を代表し、本社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は本社の業務を執行し、
（例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

（1）本社の業務を監査すること。

（2）本社の財産の状況を監査すること。

（3）本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

（4）第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事

・この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

<p>実があることを発見したときは、これを広島県知事、社員総会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</p> <p>第32条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第34条 役員報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬は、3,600万円以下であること。 ・役員報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」(平成28年医政発0325第3号)第1の5の(5)及び第1の7の(4)参照)であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認めら
---	--

<p>第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第 36 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 理事会</p> <p>第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p>	<p>れる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。</p> <p>・ 本条を規定するか否かは任意。</p>
---	--

<p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>第 39 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 50 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係</p>	<p>・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</p> <p>・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。</p> <p>・ 理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。</p> <p>・ 本項を規定するか否かは任意。</p>
---	---

を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 評議員

第44条 本団体に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本団体の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第46条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第47条 評議員は、評議員会を組織して、この

・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第9章 評議員会

第48条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日

以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第49条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第50条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 5月
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 定款の変更 5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本団体の解散 8 定款第5条に関する事項 9 他の医療法人との合併	随時

10 重要な契約の締結等理事長が必 要と認めて付議する事項	
----------------------------------	--

第 51 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席
がなければ、その議事を開き、決議するこ
とができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段
の定めがある場合を除き、出席した評議員の
議決権の過半数で決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として
議決に加わることができない。

第 52 条 評議員は、評議員会において各 1 個の
議決権及び選挙権を有する。

第 53 条 評議員会においては、あらかじめ通知
のあった事項のほかは議決することができな
い。ただし、急を要する場合はこの限りでは
ない。

第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害
関係を有する評議員は、当該事項につきその
議決権を行使できない。

第 55 条 評議員会の議事については、法令で定
めるところにより、議事録を作成する。

第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評
議員会で定める。

第 10 章 証明書等の提出

第 57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定め
る基準を満たす旨の証明書については、各事
業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税
地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提
出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1
項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨
を説明する書類については、理事会及び社員
総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規

・証明書については、都道府県及び地方
厚生局へ申請し、証明手続を行う必要が
あることから、その手続の期間を考慮
し、各事業年度が終了した後、速やかに
申請手続をすること。なお、証明に係る
添付書類として決算関係書類を地方厚
生局へ提出する必要があるが、これは第
13 条第 3 項の医療法上の届出の規程に
かかわらず、決算の確定については各事

定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第11章 定款の変更

第58条 この定款は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第12章 解散及び合併

第59条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、広島県知事の認可を受けて解散することができる。

第60条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第61条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第62条 本社は、総社員の同意があるときは、広島県知事の認可を得て、他の社団たる医療

業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。

・「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。

法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第13章 雑則

第63条 本団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) ○○新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

第64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

附則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○

常務理事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

理事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

・本定款例により、新規に団を設立する場合には、

「附則

本団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、○○○までとする。

理事(理事長) ○ ○ ○ ○

〃 (常務理事) ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

〃 ○ ○ ○ ○」

とすること。

(4) 設立時の財産目録

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(年 月 日現在)

1. 資	産	額	円
2. 負	債	額	円
3. 純	資 産	額	円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	
現 金	
預 金	
医 業 未 収 金	
医 薬 品 等	
B 固 定 資 産	
1 有 形 固 定 資 産	
土 地	
建 物	
医 療 用 器 械 備 品	
そ の 他 の 器 械 備 品	
2 無 形 固 定 資 産	
電 話 加 入 権	
3 そ の 他 の 資 産	
保 証 金 (土 地)	
C 資 産 合 計 (A+B)	
D 負 債 合 計	
E 純 資 産 (C-D)	

- (注) 1 土地等の賃借により該当のない科目は、記載する必要はない。
 2 年月日は、申請の際に定めた基準となる年月日を記入すること。

(5) 財産の内訳明細書

ア資産

財 産 目 録 の 明 細 書

A 流動資産

預 金

預 金 先	種 類	口 数	金 額	拠出(寄附)者氏名
			円	
			円	
小 計			円	

医業未収金

種 類	月 分	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
		円	
		円	
小 計		円	

医 薬 品 等

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
		円	
		円	
小 計		円	

B 固定資産

1 有形固定資産

土 地

所 在 地	面 積	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

建 物

所 在 地	延 面 積	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

医療用器械備品

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
		円	
		円	
小 計		円	

その他の器械備品

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠出(寄附)者氏名
		円	
		円	
小 計		円	

2 無形固定資産

電話加入権

局 番	番 号	評 価 額	抛 出 (寄 附) 者 氏 名
		円	

3 その他の資産

そ の 他

品 名	規 格 数 量	評 価 額	抛 出 (寄 附) 者 氏 名
		円	

(注)

- 1 現金以外の財産の抛 出 (寄 附) について、詳細に記載すること。
 (主な現物抛 出 (寄 附) 財産の種類と評価額)
 預金 残高証明の額の範囲
 医業未収金 当座口振込通知書、診療報酬等支払額内訳書等の確定額
 医薬品、材料等 帳簿価格
 不動産、借地権 不動産鑑定評価書又は土地課税台帳記載事項証明書
 建物 (その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 医療用器械備品 (その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 その他の器械備品 (その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 電話加入権 時価
 保証金等 契約書の金額 (契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額)
- 2 2以上の施設を所有 (開設) する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
- 3 有形固定資産 (非償却資産を除く。) については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)
- 4 社団である医療法人を設立する際の現物抛 出 について、その価額の総額が5百万円以上の場合は、現物抛 出 財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明 (現物抛 出 財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。) が必要であること。

イ 負債

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係わるもの)

(年 月 日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 (円)	借入金の使用		返済額 (円)	未返済額		1月当返済額 (円)	拠出者
			拠出財産 (円)	その他 (円)		負債引継額 (円)	その他 (円)		

(リース物件に係わるもの)

(年 月 日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月当リース料 (円)	拠出者

(支払いに係わるもの)

(年 月 日現在)

支払先	品名	年 月末 の買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
			円		
			円		

(注)

- 1 現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。
また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

- 2 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

(借入に係わるもの)

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

(リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

(支払いに係わるもの)

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係わるもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 (円)	借入金の使用		返済額 (円)	未返済額		1月当返済額 (円)	拠出者
			拠出財産 (円)	その他 (円)		負債引継額 (円)	その他 (円)		
〇〇銀行 〇〇支店	〇〇年 〇〇月〇〇日	10,000,000	エックス線装置 80,000,000	運転資金 2,000,000	1,000,000	7,200,000	1,800,000	83,334	〇〇 〇〇

(リース物件に係わるもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月当リース料 (円)	拠出者
〇〇リース株式会社	心電計式 (型式)	1	〇〇年 〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年 〇〇月〇〇日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	〇〇 〇〇

(支払いに係わるもの)

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

支払先	品名	年 月末 の買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
〇〇薬品〇〇営業所	医薬品	1,950,000 円	1,950,000 円	〇〇 〇〇	
△△薬品△△営業所	診療材料	1,300,000 円	1,300,000 円	〇〇 〇〇	

(作成上の注意)

1. 現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。

（上記の例）未返済額 900万円 × 医療用器械備品等の取得に当たった費用 800万円 / 当初借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 720万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当たったが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまう場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

（例）当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起し、現在の未返済額が300万円である場合（借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。）

借換え借入金未返済額 300万円 × 当初借入金の未返済額 600万円 / 借換え借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

(借入に係わるもの)

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

(リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

(支払いに係わるもの)

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願

※ 不動産その他重要な財産の権利の所属及び評価額については、

(6) 不動産の登記事項証明書

(注) 土地・建物等の不動産の所有状況を確認するために必要となる。

(7) 不動産の評価書

(注) 不動産を現物拋出する場合に必要となるが、不動産鑑定士が作成したものでなければならない。

(8) 銀行等の拋出金保管に関する証明書

(注)・ 金融機関の預金残高証明書等であるが、名宛人は拋出者になっていること。

・ 預金の拋出者が複数いる場合は、それぞれの残高証明書等が同日に発行されたものであること。

※ 個人開設時における診療報酬等の未収金を拋出する場合には、拋出部分に係る診療報酬等の請求書（総括表）、当座口振込通知書、診療報酬等支払額内訳書等の写しを添付すること。

※ 拋出者の債務を法人に引き継ぐ場合には負債残高証明及び債務引継承認書又は買掛金引継証明書が必要である。

(9) - 1 (負債全額を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名
代表者名

様

住 所
氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、広島県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地
金融機関名
代表者名
(支店長名でも可)

印

(作成上の注意)

- ・ 上記「(〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金～)」の日付については、財産目録や負債内訳書等における「基準日」によること。
- ・ この様式は参考例であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

(9) - 2 (負債の一部を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名
代表者名

様

住 所
氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務当初元金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）のうち債務当初元金 円也（〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、広島県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地
金融機関名
代表者名
(支店長名でも可)

印

(作成上の注意)

- ・ 上記「(〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金～)」の日付については、財産目録や負債内訳書等における「基準日」によること。
- ・ この様式は参考例であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

(9) - 3 (リース物件を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

リース会社名
代表者名

様

住 所
氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する 病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 会を設立し同法人が 病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴 との間に締結した 年 月 日付リース契約証書による債務元金 円也（ 年 月 日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、広島県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴 の御証明及び御承認を得たくお願いいたします。

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地
リース会社名
代表者名
(営業所長名でも可)

印

(作成上の注意)

- ・ 上記「(年 月 日の予定額金～)」の日付については、財産目録や負債内訳書等における「基準日」によること。
- ・ この様式は参考例であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

(9) - 4 買掛金引継証明願

年 月 日

会社名
代表者名 様

住 所
氏 名 印

買 掛 金 引 継 承 認 願

私の開設する 病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 会を設立し同法人が 病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴 からの買掛金 円也（ 年 月 日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、広島県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴 の御承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

年 月 日

所在地
会社名
代表者名 印
(営業所長名でも可)

(作成上の注意)

- ・ 上記「(年 月 日の予定額金～)」の日付については、財産目録や負債内訳書等における「基準日」によること。
- ・ この様式は参考例であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

(10) 履歴書

履 歴 書

本 籍 ○○県

現 住 所 広島県○○市(郡)○○町○番○号

氏 名

生年月日 ○○年○○月○○日

学 歴 ○○年○○月 ○○高校 卒業
○○年○○月 ○○大学医学部 卒業
○○年○○月 第○○回医師国家試験に合格
(医籍 ○○○号 ○○年○○月○○日登録)

職 歴 ○○年○○月 ○○大学医学部内科医勤務
○○年○○月 ○○病院開設 現在に至る。

賞 罰 なし

※ 医療法第46条の5第5項が準用する第46条の4第2項の役員欠格事由には該当していません。

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

- 注 1 社員、役員及び評議員となるべき者全員が作成すること。
2 「学歴」及び「職歴」の欄は、医療関係以外も含めすべて書き漏らさず記載すること。
3 医師及び歯科医師については、(歯科)医籍登録番号及び登録年月日を記載すること。
4 役員となるべき者については、医療法第46条の5第5項が準用する第46条の4第2項の役員欠格事由に該当していないことを記載すること。

(11) 役員の就任承諾書

年 月 日

医療法人 会
設立代表者

様

理事長

理事

理事

監事

役員就任承諾書

私達は医療法人
設立代表者として、

会設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任す

(注) 役員は全員記名すること。

(12) 役員及び社員の名簿

役員及び社員（評議員）の名簿

(年 月 日現在)

	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	拠出額	続柄
役員名	理事長							円	
	〃								
	〃								
	監事								
	〃								
	計	名						円	
社員名								円	
	計	名						円	

- (注)
- 1 役員、社員の全員を記入すること。
 - 2 氏名には、ふりがなを付けること。
 - 3 財団である医療法人については、社員名欄を評議員に変えて記載すること。
 - 4 職業は具体的に記載すること。
 〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
 - 5 拠出額は、純資産額を記載すること。
 - 6 続柄は、理事長（本人）との続柄を記載すること。

(13) 開設する医療施設の概要、案内図、敷地図、建物平面図

開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の概要

名 称				
所 在 地			電話	
所管保健所名				
診 療 科 名				
病 床 数 等	【病院・診療所】 一般病床 床、療養病床 床（医療保険 床、介護保険 床） 精神病床 床、感染症病床 床、結核病床 床 【介護老人保健施設】 入所定員 名、通所定員 名 【介護医療院】 入所定員 名、通所定員 名			
管 理 者	氏 名			
	(歯科)医籍			
	氏 名			
	(歯科)医籍			
職 員	職 種	従 業 員 数	職 種	従 業 員 数
	医 師	常 勤 人 非常勤 人	歯 科 技 工 士	常 勤 人 非常勤 人
	歯 科 医 師	:	理 学 療 法 士	:
	看 護 師	:	作 業 療 法 士	:
	准 看 護 師	:	柔 道 整 復 師	:
	歯 科 衛 生 士	:	:	:
	看 護 補 助 者	:	:	:
	薬 剤 師	:	:	:
	栄 養 士	:	事 務 員	:
	診療放射線技師	:	労 務 員	:
診療エックス線技師	:	合 計	人	
臨 床 検 査 技 師	:			
衛 生 検 査 技 師	:			
敷 地	m ² （うち借地		m ² ）（付近案内図及び平面図添付）	
建 物	延 m ² （構造、用途及び各室の面積を示す図面）			
	鉄筋コンクリート 階建 延		m ² （外来、診療棟）	
① 診 療 室	室		m ²	
	内 科		m ²	
	外 科		m ²	
② 処 置 室	室		m ²	
	内 科		m ²	
	外 科		m ²	
③ 調 剤 室	室		m ²	

	④ 手術室					m ²
	⑤ 臨床検査室					m ²
	⑥ エックス線室					m ²
	：					
	：					
	⑩ 病棟	棟	室			m ²
		病棟				m ²
		人×	室=	人	(一般)	
		人×	室=	人	(一般)	
		人×	室=	人	(一般)	
		病棟				m ²
		人×	室=	人	(一般)	
		人×	室=	人	(一般)	
		人×	室=	人	(一般)	
	：					
	：					
	⑭ 事務室					m ²
	⑮ 医局					m ²
	⑯ 医療宿直室					m ²
		医師				m ²
		看護師				m ²
		その他				m ²
	⑰ 厨房					m ²
	⑱ 洗濯施設					m ²
	：					
	：					
	⑳ 従業員宿舎					m ²
		医師用 (所在地)				戸 (室)
		看護師用 (所在地)				室 (人用)
	：					
診療日	日曜日及び祝日を除く毎日					
診療時間	月曜日から金曜日まで	午前	時から	時まで		
		午後	時から	時まで		
	土曜日	午前	時から	時まで		
非常勤医師の勤務状況	氏名	(内科・小児科)	月	午前	時から午後	時まで
	氏名	(宿直)	火・木	午前	時から午後	時まで
協力病院 (介護老人 保健施設 の場合)	病院 ○○県○○市○○町○○番地○○号					

- (注) 1 「名称」「所在地」欄は、設立認可申請書記載のものと同じであること。
2 「管理者」欄の「医籍」は、歯科医師の場合「歯科医籍」とすること。
3 「病床数」欄は、病床種別毎に記入すること。
4 「職員」欄の現員は、初年度の職員給与費内訳書の職員数と一致すること。
常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。

- 5 「診察日」及び「診療時間」は、保健所に届け出る内容と一致すること。
- 6 添附書類
 - (1) 案内図（病院周辺の概略図）
最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。
 - (2) 敷地図
 - ① 地積図であることが望ましい。
 - ② 抛出者が2人以上又は抛出と借地がある場合は朱線等で明確に区分する。
 - (3) 建物平面図
 - ① 構造、出入口、用途などがわかるようなものであること。
 - ② 縮尺は任意であるが、50～100分の1が望ましい。
 - ③ 抛出者が2人以上又は抛出と借家がある場合には、朱線等で明確に区分すること。

(14) 管理者の就任承諾書及び医師免許証の写し

年 月 日

医療法人 会
設立代表者 様

氏 名

管 理 者 就 任 承 諾 書

年 月 日開催の医療法人 会の設立総会において、医療法人 会が開設しようとする 病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者に選任され、その就任を承諾します。

(注) 医師（歯科医師）免許証の写しを添付すること。

(15) 設立後2年間の事業計画及び予算書

設立後2年間の事業計画

第1年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

第2年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

- (注) 1 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金、及び債務の返済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。
- 2 この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
- 3 第1年度の期間が6か月未満の場合は、事業計画書、予算書、職員給与内訳を3か年度分作成すること。

設立後2年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初 年 度 (月)	次 年 度
医 業 収 入		
入 院 収 入		
外 来 収 入		
そ の 他		
医 業 外 収 入		
借 入 金		
抛 出 金 等		
前 年 度 繰 越 金		
合 計		

(支出予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初 年 度 (月)	次 年 度
医 業 費 用		
医 業 外 費 用		
施 設 整 備 費		
施 設 整 備 費		
医 療 機 器 購 入 費		
借 入 金 (元 金) 返 済		
法 人 税 等 (租 税 公 課)		
翌 年 度 繰 越 金		
合 計		

(作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。
2. 事業計画の内容と一致すること。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないこと。
4. 「抛出金等」は、財産目録のうち「現金」、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
5. 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。
よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。

予 算 明 細 書

初(次)年度

	1 日 平 均	1 か月平均	1 年
入 院 患 者 数			
外 来 患 者 数			

- (注) 1 入院患者数(1年) = 入院患者数(1日平均) × 365 (366)
 2 外来患者数(1年) = 外来患者数(1か月平均) × 12
 3 初年度の月数に注意すること。

(収 入)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 収 入		
入 院 収 入		
自 費 収 入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外 来 収 入		
自 費 収 入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
そ の 他		集団検診料、診断書発行料等
医 業 外 収 入		
受 取 利 息		預託金の利息
そ の 他		従業員、付添人等の給食収入等
借 入 金		銀行等からの借入金
抛 出 金 等		現金、預金、医業未収金の合計
前 年 度 繰 越 金		(次年度のみ)
合 計		

- (注) 1 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
 2 事業計画の内容と一致すること。
 3 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算書の単位と一致させること。
 4 合計欄の金額は、予算書の支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
 5 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書の合計欄の金額と一致すること。
 6 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
 7 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。
 8 病院又は診療所の開設実績がある場合は、予算書の参考資料として、前年度の所得税の確定申告書の写しを添付すること。

(支 出)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 費 用 給 与 費 職 員 給 与 そ の 他 役 員 報 酬 材 料 費 経 費 賃 借 料 そ の 他 委 託 費 そ の 他 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 借 入 金 (元 金) 返 済 法 人 税 等 (租 税 公 課)		(職員給与費内訳書(様式10-3)のとおり) 退職金、法定福利費 円×年間 人 医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等 土地、建物の賃借料 福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、 交際費、修繕費、消耗品費 検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費 研究研修費、本部費 等 支払利息など 医療機器購入費、施設整備費
翌 年 度 繰 越 金		
合 計		

- (注) 1 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
- 2 事業計画の内容と一致すること。
- 3 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算書の単位と一致させること。
- 4 合計欄の金額は、予算書の支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
- 5 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書の合計欄の金額と一致すること。
- 6 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
- 7 開設する医療施設ごとに支出内訳書を作成すること。

職員給与費内訳書

初(次)年度

(単位:千円)

職 種	常 勤 (名) 非常勤 (名) 計 (名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計 (か月分)	D 年間賞与	E 年間計
医 師 (歯科医師)	名					
	名					
	名					
看 護 師 (歯科衛生士)	名					
	名					
	名					
准 看 護 師	名					
	名					
	名					
薬 剤 師	名					
	名					
	名					
臨床検査技師	名					
	名					
	名					
診療放射線技師	名					
	名					
	名					
事 務 員	名					
	名					
	名					
そ の 他	名					
	名					
	名					
合 計	名					
	名					
	名					

- (注) 1 適宜、不要な職種の新除又は必要な職種の追加を行うこと。
 2 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、予算書の単位と一致させること。
 3 初年度と次年度の2年度分を作成すること。
 4 初年度分の人員構成は、医療施設の概要の「職員」欄の内容と一致させること。

(16) 設立代表者の選任及びその権限の証明書

委 任 状

私達は、
設立代表者に選任し、本社の設立に関する一切の権限を委任します。

を医療法人

会の

年 月 日

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

(注) 設立代表者以外の設立者は、全員記名すること。

(17) 賃貸借契約書写し、賃借料の算出根拠及び賃貸人の所有を証する登記事項証明書

※ 不動産を賃貸借する場合は次の書類を添付すること。

ア 不動産賃貸借契約書写し

(注) 1 契約期間は土地、建物とも10年以上とし、これが明記されていること。

2 従来個人で契約しているものは、あらためて賃借人を医療法人〇〇会
設立代表者〇〇〇〇と表示した契約を締結すること。

特約条項として

「本契約は、広島県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立のうへは乙(賃借人)の表示は医療法人〇〇会理事長〇〇〇〇と読み替えるものとする」

を加える。

3 賃貸人が理事長及び理事長の親族以外の第三者である場合は、賃貸借登記をしておくことが望ましい。

イ 不動産賃借料の算出根拠・・・社員又は役員が賃貸人である場合のみ

(注) 社員又は役員が賃貸人である場合において、賃借料が近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合には、医療法第54条(剰余金配当の禁止)の規定に抵触するおそれがあるため、賃借料の算出根拠を明らかにした書類を添付すること。

ウ 賃貸人の所有を証する不動産登記事項証明書

(18) 設立代表者の原本証明

設立代表者（理事長）の原本証明

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

- 1 議事録※（要 記名押印又は署名）
- 2 基金契約書（写）

年 月 日

医療法人 会
設立代表者（理事長）

印

(19) リース物件一覧表

リース物件一覧表

相手先	品名	規格 数量	リース期間	1か月の リース料
合 計				

- (注) 1 各項目への記入は、リース契約書の内容に則して行うこと。
2 リース期間は、「〇〇年〇月～〇〇年〇月の〇年間」のように記入すること。
3 根拠書類として、リース契約書の写し及びリース引継承認書を添付すること。

(20) 基金引受申込書

年 月 日

医療法人 会

設立代表者 様

住 所

氏 名

基金引受申込書

医療法人 会の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みます。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金 土 地 建 物 医 療 機 器 医 薬 品 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

(21) 基金拠出契約書

医療法人 会基金拠出契約書

医療法人 会設立代表者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは乙が行う「医療法人 会基金」(以下「基金」という。)の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、広島県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人会」(理事長、 (法人の住所))と読み替える。

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金 土 地 建 物 医 療 機 器 医 薬 品 … …		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基 金 拠 出 額)		

第3条 乙は、年 月 日までに(又は年 月 日から年 月 日までの間に)、前条の金銭(以下「拠出金」という。)を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない(又は前条の財産(以下「現物拠出財産」という。))を給付しなければならない。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付(以下「拠出の履行」という。)に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに(又は第3条の期間内に)、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負う。

第7条 甲は、年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が

次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定していない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 (設立代表者個人の住所)
医療法人 会
設立代表者 印

乙 (基金の引受けをした者の住所)
(" 氏名) 印

第4 各種認可申請及び届出について

医療法人関係申請書・届出書様式一覧（設立認可申請書以外）

- 様式 1：設立登記完了届
- 様式 2：理事数の例外認可
医療法人理事数減員認可申請書
- 様式 3：理事長特例認可
医療法人理事長特例認可申請書
- 様式 4：管理者理事の特例認可
医療法人管理者理事特例認可申請書
- 様式 5：登記事項変更（解散）登記完了届
- 様式 6：役員変更届
- 様式 7：定款・寄附行為変更認可申請
定款・寄附行為変更認可申請書
- 様式 8：定款・寄附行為変更届
- 様式 9：医療法人事業報告書等届
- （添付書類）様式 1 事業報告書
- （添付書類）様式 2 財産目録
- （添付書類）様式 3－1 貸借対照表
（病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人）
- （添付書類）様式 3－2 貸借対照表
（診療所のみを開設する医療法人）
- （添付書類）様式 4－1 損益計算書
（病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人）
- （添付書類）様式 4－2 損益計算書
（診療所のみを開設する医療法人）
- （添付書類）様式 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- （添付書類）様式 6 監事監査報告書
- 様式 10：医療法人解散認可申請書
- 様式 11：清算中就職した清算人届
- 様式 12：医療法人解散届
- 様式 13：医療法人残余財産処分認可申請（社団）
医療法人残余財産処分認可申請書

- 様式14：医療法人残余財産帰属認可申請（財団）
医療法人残余財産帰属認可申請書
- 様式15：清算終了届
- 様式16：医療法人合併認可申請
医療法人合併認可申請書
- 様式17：医療法人分割認可申請
医療法人分割認可申請書
- 様式18：一時役員選任申請書
- 様式19：医療法人の経営情報等報告書

様式 1

設立登記完了届

設 立 登 記 完 了 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

主たる事務所の所在地
医 療 法 人 名
理 事 長 氏 名

設立登記を完了しました。

- 1 登記年月日
- 2 添付書類
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 定款

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 2

理事数の例外認可

医療法人理事数減員認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長氏名

次のとおり理事を 人 にしたいので、認可してください。

- 1 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数
- 2 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 3 理事を 人 にする理由
- 4 添付書類 議事録の写し
(社団) 社員総会
(財団) 理事会 (評議会)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 3

理事長特例認可

医療法人理事長特例認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長氏名

次のとおり医師又は歯科医師でない者を理事長としたいので、認可してください。

- 1 理事長就任予定者の住所及び氏名
- 2 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由
- 3 添付書類
 - (1) 理事長就任予定者の履歴書
 - (2) 理事長就任承諾書
 - (3) 理事会の議事録の写し
 - (4) 印鑑登録証明書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 4

管理者理事の特例認可

医療法人管理者理事特例認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長氏名

次のとおり病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加えないこととしたいので、認可してください。

- 1 理事に加えない管理者の住所及び氏名
- 2 その管理者が管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地
- 3 理事に加えない理由
- 4 添付書類 議事録の写し

(社団) 社員総会

(財団) 理事会 (評議会)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 5

登記事項変更（解散）登記完了届

登記事項変更（解散）登記完了届

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

次のとおり登記を完了しました。

登記を行った事項	登記年月日	備考

添付書類

登記事項証明書

- 注 1 定款(寄附行為)の変更認可に伴う登記については、備考欄に「定款変更」等と記入し、定款（変更後）を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 6

役員変更届

役員変更届

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

次のとおり役員の変更がありました。

改選年月日	役職名	就任者名	辞任者名	変更理由	備考

添付書類

- (1) 役員改選を行った社員総会（理事会及び評議員会）の議事録の写し
- (2) 履歴書（新たに就任した役員）（重任を含む。）
- (3) 役員就任承諾書（新たに就任した役員）（重任を含む。）
- (4) 新たに理事長に就任した場合は医師免許証の写し（重任を除く。）

- 注 1 医療機関の管理者については、備考欄に○を付し、医療機関名を記入すること。
2 添付書類（1）は原本証明をすること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 7

定款・寄附行為変更認可申請

定款・寄附行為変更認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長氏名

定款
寄附行為
を変更したいので、次の書類を添えて認可を申請します。

- 1 変更理由書
- 2 現行条文及び変更条文の対照表
- 3 議事録
- 4 その他

- 注 1 不用の文字は消すこと
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(注) 議事録とは、変更することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写しであり、理事長の原本と相違ない旨の証明が必要である。

(添付書類)

- 1 定款又は寄附行為の変更の理由を記載した書類
 - 2 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）
 - 3 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類
…社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
…財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
 - 4 現行定款並びに新定款（案）
- ※ 定款（寄附行為）の変更が次の場合に係るときは、更に所定の書類を添付すること。
- A. 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医師（歯科医師）が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、上記1から3及び次の書類を添付すること。**
- 5 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の設定並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - 6 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- B. 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、上記1から3及び次の書類を添付すること。**
- 7 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類（介護保険事業の指定等を必要とする業務については、介護保険法に基づく申請書一式の写しでよい）。
- C. 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、上記1から3及び次の書類を添付すること。**
- 8 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
- A～Cのいずれかに該当する場合、次の書類を添付すること。**
- 9 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 10 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類
 - 11 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書
土地、建物等を法人が取得する又は所有している場合、その登記事項証明書
- (注) 1. 事業計画は新たな事業発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法や当面の運転資金について、新たに開設する施設はもちろん、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
2. 予算書は、新たに病院・診療所等や附帯業務に係る事業所を開設しようとする場合は、変更後の2年間分について、新規開設する医療機関・事業所の書類と医療法人全体に係る書類を作成・添付する。
3. 変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。
- ※ 添付書類の記載例については次頁以降を参考にすること。

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
第 条 _____ 2 (略)	第 条 _____ 2 (略)

(注) 変更に関係する条文は全文書くこと。ただし、その条文のうち変更のない項はその旨を記載のうえ省略してよい。

事業計画書	
1. 初年度 (年 月 ~ 年 月)	
2. 次年度 (年 月 ~ 年 月)	

変更予算書

初年度 (年 月 ~ 年 月)

(収 入)

(千円)

項 目	現 行	変 更 後	増△減	内 容 説 明
医 業 収 入				

(注) 次年度は、現行、変更後等に分ける必要はなく、金額と内訳だけでよい。

第3号議案

社員入社承認及び理事1名選任の件

理事 〇〇 〇〇氏は、理事の定員増員が承認されたので、新理事を選任する必要がある、〇〇 〇〇氏を推薦したいと述べた。同氏は本社の社員でないため、定款第 一条に規定するところにより、入社することについて社員の同意を要するので議長は一同に諮ったところ異議なく承認され、ついで理事とすることも全員の承認を得た。

第4号議案

銀行融資申込に伴う、借入金の最高限度額及び抵当権設定の承認の件

理事 〇〇氏は発言し、新病院建設資金を 〇〇銀行 〇〇支店から融資を受けるについて、借入金の最高限度額を次のように提案した。

〇〇万円

ついで、同銀行に担保として現病院の土地、建物に抵当権を設定することについて次のように提案した。

土地	現病院の敷地	〇〇	m ²
建物	現病院の建物	鉄筋コンクリート	階建延 〇〇 m ²

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案

新病院の管理者選任の件

理事 〇〇氏は発言し、新たに開設する病院の管理者に、〇〇氏を選任したい旨を述べた。

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案

本社の事業計画及び予算の変更認定の件

理事 〇〇氏は発言し、新病院開設計画に伴い、初年度及び次年度の事業計画及びこれに伴う別紙のように設定したいと述べ、計画案、予算案を一同に配布した。

議長は一同これを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。(〇 時 〇 分)

本日の決議を確認するため出席者全員が署名捺印する。

社員 (理事長)	印
社員 (理事)	印
社員 (理事)	印
社員 (理事)	印
社員 (監事)	印
社員 (監事)	印

(以下提出書類に記載)

この議事録写は本社の社員総会の議事録原本と相違ありません。

〇〇年 〇月 〇日

医療法人社団 〇〇 会理事長 〇〇 印

疾病予防運動施設の概要

名 称				
所 在 地	電話			
所管保健所				
附置診療所	名 称	管理者氏名		
	所在地	医籍登録番号		
施設責任者	氏名	資格等	登録番号	
職 員	区 分	常 勤	非 常 勤	
	健康運動指導士	人	人	
	ヘルスケア・トレーナー			
	スポーツプログラマー 2種			
	その他の運動指導者			合計 人
敷 地	m ²			
建 物	延床面積	m ²		
	運動設備	m ²		
設 備	1 有酸素運動を行わせるための設備			
	2 補強運動を行わせるための設備			
	3 最大酸素摂取量を測定するための機器			
	4 応急手当を行うための設備			
	5 その他の主な設備			
運営方法の記載	1 運動指導及び保健指導の内容 2 附置される診療所が行う施設利用者に対する医学的な管理の内容 3 継続的な利用者に対するサービス内容			

- (注) 1. 敷地の概要図を添付すること。
 2. 建物の配置図、平面図（運動を行わせるための設備の配置がわかるもの）を添付すること。
 3. 健康記録カードの作成例を添付すること。

疾病予防温泉利用施設の概要

名 称							
所 在 地	電話						
所管保健所							
提携医療機関	名 称			開設者氏名 (名称)			
	所在地			管理者氏名			
施設責任者	氏名		資格等		登録番号		
職 員	区 分	常 勤	非 常 勤	区 分	常 勤	非 常 勤	
	保健師	人	人	健康運動士			
	助産師			その他			
	看護師						
	入浴指導者			合 計			
敷 地	m ²						
建 物	延床面積		m ²				
	温泉設備		m ²				
	運動設備		m ²				
設 備	1 保健指導を行うための設備						
	2 入浴を適切に行わせるための設備						
	3 有酸素運動を行わせるための設備						
	4 補強運動を行わせるための設備						
	5 体力を測定するための機器						
	6 最大酸素摂取量を測定するための機器						
	7 応急手当てを行うための設備						
運営方法の記載	1 運動指導及び保健指導の内容 2 医療機関との連携の内容 3 連携医療機関が行う利用者に対する医学的な管理の内容 4 継続的な利用者に対するサービス内容						

- (注) 1. 連携している医療機関との連携内容がわかる契約書の写し等を添付すること。
 2. 敷地の概要図（連携医療機関が同一敷地内であることを表示すること）を添付すること。
 3. 建物の概要図を添付すること。

様式 8

定款・寄附行為変更届

定款・寄附行為変更届

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

次のとおり を変更したので、医療法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更に係る条文の新旧対照表

変 更 後	変 更 前

3 添付書類

- (1) 定款（寄附行為）※変更後のもの
- (2) 変更を行った社員総会（理事会及び評議員会）の議事録の写し

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式 9

医療法人事業報告書等届

医療法人事業報告書等届

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

年 月 日から 年 月 日までの決算を終了したので、次の書類を添えて届けます。

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書
関係事業者との取引の状況に関する報告書
監事の監査報告書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

- (注) 1 決算を承認した社員総会（理事会）の議事録の写し（理事長の原本と相違ない旨の証明が必要）も添付すること。
- 2 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 3 関係事業者との取引の状況に関する報告書は、取引がない場合、報告書の余白に「該当なし」と記載すること。
- 4 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
様式3-1 病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人
様式3-2 診療所のみを開設する医療法人
- 4 損益計算書
様式4-1 病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人
様式4-2 診療所のみを開設する医療法人
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 7 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 8 純資産変動計算書
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 附属明細表
- 11 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 12 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

様式 9 (添付書類)

様式 1

事業報告書

(自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人○○会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
 該当する欄の□を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった
 場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 ○○県○○郡 (市) ○○町○○番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務
 所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 ○○年○○月○○日

(4) 設立登記年月日 ○○年○○月○○日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	○○ ○○	
理 事	○○ ○○	
同	○○ ○○	
同	○○ ○○	○○病院管理者
同	○○ ○○	○○診療所管理者
同	○○ ○○	介護老人保健施設○○園管理者
同	○○ ○○	○○介護医療院管理者
監 事	○○ ○○	
同	○○ ○○	
評 議 員	○○ ○○	医師 (○○医師会会長)
同	○○ ○○	経営有識者 (○○経営コンサルタント代表)
同	○○ ○○	医療を受ける者 (○○自治会長)

- 注) 1. 社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医
 療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 施設の医療機関コード又は介護事業所番号は 10 桁で記載すること。
 3. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又
 は介護医療院 (法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者
 であることを記載すること。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)
 4. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(第 46 条の 4 第 1 項参
 照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	〇〇病院	00000000000	〇〇県〇〇郡（市） 〇〇町〇〇番地	一般病床 〇〇〇床 療養病床 〇〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診 療 所	〇〇診療所 【〇〇市（町）から 指定管理者として 指定を受けて管理】	00000000000	〇〇県〇〇郡（市） 〇〇町〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	00000000000	〇〇県〇〇郡（市） 〇〇町〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名
介 護 医 療 院	〇〇介護医療院	00000000000	〇〇県〇〇郡（市） 〇〇町〇〇番地	入所定員 〇〇〇名 通所定員 〇〇名

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 施設の医療機関コード又は介護事業所番号は 10 桁で記載すること。
 3. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 4. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町）から委託を受けて 管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町 〇〇番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町 〇〇番地	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度決算の決定

〇〇年〇〇月〇〇日	定款の変更
〇〇年〇〇月〇〇日	社員の入社及び除名
〇〇年〇〇月〇〇日	理事、監事の選任、辞任の承認
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇病院開設許可（〇〇年開院予定）
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇診療所開設
〇〇年〇〇月〇〇日	訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〇〇年〇〇月〇〇日	公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
〇〇年〇〇月〇〇日	小児救急医療拠点病院
〇〇年〇〇月〇〇日	エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 9 (添付書類)

様式 2

法人名 _____

所在地 _____

財 産 目 録
(年 月 日現在)

- | | | |
|----|---------|----|
| 1. | 資 産 額 | 千円 |
| 2. | 負 債 額 | 千円 |
| 3. | 純 資 産 額 | 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	
B 固 定 資 産	
C 資 産 合 計 (A + B)	
D 負 債 合 計	
E 純 資 産 (C - D)	

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

- | | | | | |
|---|---|---------|------|---------------------|
| 土 | 地 | (□ 法人所有 | □ 賃借 | □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 | 物 | (□ 法人所有 | □ 賃借 | □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

様式 9 (添付書類)

様式 3-1 (病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 _____

所在地 _____

貸 借 対 照 表
(年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現金及び預金		支払手形	
事業未収金		買掛金	
有価証券		短期借入金	
たな卸資産		未払金	
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	
その他の流動資産		未払消費税等	
II 固 定 資 産		前受金	
1 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		その他引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品		II 固 定 負 債	
車両及び船舶		医療機関債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		その他引当金	
2 無形固定資産		その他の固定負債	
借地権		負債合計	
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産		I 基 金	
有価証券		II 積立金	
保有医療機関債		代替基金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	
役員職員等長期貸付金		その他積立金	
長期前払費用		III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
資産合計		純資産合計	
		負債・純資産合計	

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、另掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式9 (添付書類)

様式3-2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 _____

所在地 _____

貸借対照表
(年 月 日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		(うち医療機関債)	()
2 無形固定資産		負債合計	
3 その他の資産		純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	
		II 積立金	
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 9 (添付書類)

様式 4 - 1 (病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人)

法人名 _____

所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 年 月 日 至 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
(1) 事業費		
(2) 本部費		
本来業務事業利益		
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益		
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用		
経常利益		
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		
法人税・住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益		

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 9 (添付書類)

様式 4-2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 _____

所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 年 月 日 至 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
本来業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	
III 事業外費用	
経常利益	
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	
法人税等	
当期純利益	

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式9 (添付書類)

様式5

法人名 _____

所在地 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式9（添付書類）

様式5

記載例1

法人名 医療法人〇〇会

所在地 XX県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	(株) A (注) 1	XX県〇〇郡（市）	632,850	医薬品の卸	医薬品の購入	医薬品の購入 (注) 2	1,518,844	買掛金	126,570

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表取締役である法人。

（注）2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	XX XX	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	19,572	前払費用	1,631

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式9（添付書類）

様式5

記載例2

法人名 医療法人〇〇会

所在地 XX県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が株主 総会の議決権の過半 数を占めている法人	(株) A (注) 1	XX県〇〇郡（市）	632,850	医薬品の卸	医薬品の購入	医薬品の購入 (注) 2	1,518,844	買掛金	126,570

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。

（注）2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	XX XX	薬剤師	当法人理事長の 配偶者、不動産 の賃借	賃借料の支払い (注) 1	19,572	前払費用	1,631

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式9（添付書類）

様式6

監事監査報告書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

私（注1）は、医療法人〇〇会の〇〇会計年度（〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

- (注) 1. 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
2. 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

様式 10

医療法人解散認可申請

医療法人解散認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長氏名

次の理由により医療法人 を解散したいので、認可してください。

解散の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- (1) 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続きを経たことを証する書類
…社団の医療法人にあつては、解散する決議をした社員総会の議事録の写し
…財団の医療法人にあつては、解散する決議をした理事会（評議会）の議事録の写し
(いずれも理事長の原本と相違ない旨の証明が必要)
- (2) 財産目録、貸借対照表、損益計算書
- (3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (4) 定款
- (5) 理由書（法人の経緯、現状、解散に至った理由、今後について記載）
- (6) 役員及び社員の名簿

様式 11

清算中就職した清算人届

清算中就職した清算人届

年 月 日

広島県知事様

清算人 住所
氏名

次のとおり登記を終了し、清算業務に従事します。

- 1 解散した医療法人の名称
- 2 就職の年月日
- 3 登記の年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(注) 登記事項証明書、清算人の履歴書、清算人の就任承諾書を添付すること。

様式 12

医療法人解散届

医 療 法 人 解 散 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

清算人 住所
氏名

次のとおり医療法人が解散しました。

- 1 解散した医療法人の名称
- 2 解散の理由
- 3 解散した年月日
- 4 清算事務所の所在地

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- (1) 財産目録及び貸借対照表
- (2) 残余財産及びその処分に関する事項を記載した書類
- (3) 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- (4) 解散及び清算人就任の登記事項証明書
- (5) 解散理由書
- (6) 定款

様式 13

医療法人残余財産処分認可申請（社団）

医療法人残余財産処分認可申請書

年 月 日

広島県知事様

清算人 住所
氏名

この度医療法人の解散に伴い定款の定めるところにより残余財産の処分を行ったが、なお処分されないものがあるので、総社員の同意に基づき、次のとおり処分することを認可してください。

- 1 解散した医療法人の名称
- 2 清算事務所の所在地
- 3 財産の状況
- 4 処分した財産及びそのいきさつ
- 5 処分できない財産の品名及び数量
- 6 処分の方法

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（添付書類）

- （1）解散の理由書
- （2）財産目録及び貸借対照表
- （3）残余財産及びその処分に関する事項を記載した書類
- （4）残余財産を他に帰属させるときは、相手方の同意書（記名押印又は署名）
- （5）総社員の同意書（記名押印又は署名）
- （6）定款

様式 14

医療法人財産帰属認可申請（財団）

医療法人財産帰属認可申請書

年 月 日

広島県知事様

理事 住所
氏名

この度医療法人の解散に伴い寄附行為の定めるところにより残余財産の処分を行ったが、なお処分されないものがあるので、これを次のとおり医療事業を行う者に帰属させることを認可してください。

- 1 解散した医療法人の名称
- 2 既処分の財産の概要及び処分されない理由
- 3 処分できない財産の品名及び数量
- 4 理事の住所
- 5 財産の状況
- 6 財産を帰属させようとする医療事業を行う者の住所、氏名及び事業の種類
- 7 この認可によっても処分できない財産があるときは、その品名及び数量

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- (1) 解散の理由書
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 財産を帰属させる相手方の同意書（記名押印又は署名）

様式 15

清算終了届

清 算 結 了 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

清算人 住 所
氏 名

つぎのとおり清算を終了しました。

- 1 解散した医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 清算終了の年月日
- 3 清算事務の概要

- 注 1 清算人が2人以上あるときは、連署押印すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

- (注) (1) 清算事務の概要には、解散時の資産総額、解散及び精算諸経費（解散事務費、借入金の返済、未払い金の精算等）、残余財産の処分を記載すること。
(2) 登記事項証明書を添付すること。

様式 16

医療法人合併認可申請

医療法人合併認可申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

医療法人 〃 を医療法人 〃 に 合併
次のとおり

医療法人 〃 と医療法人 〃 を合併し、医療法人 〃 を設立

したいので認可してください。

合併後存続する医療法人 〃 名
合併によって設立する医療法人 〃 名

主たる事務所の所在地

代表者 住 所
氏 名

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

【吸収合併】

- (1) 理由書
- (2) 法第 58 条の 2 第 1 項又は第 3 項の手続きを経たことを証する書類
(吸収合併することを決議した社員総会(理事会)の議事録の写し)
※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要
- (3) 吸収合併契約書の写し
- (4) 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款
又は寄附行為
- (6) 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産
目録及び貸借対照表
- (7) 吸収合併存続医療法人の吸収合併後 2 年間の事業計画及び予算書
- (8) 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施
設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(管理者就任
承諾書及び医師免許証の写しを含む。)

【新設合併】

- (1) 理由書
- (2) 法第 59 条の 2 において読み替えて準用する法第 58 条の 2 第 1 項又は第 3
項の手続きを経たことを証する書類
(新設合併することを決議した社員総会(理事会)の議事録の写し)
※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要
- (3) 新設合併契約書の写し
- (4) 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設合併設立医療法人の新設合併後 2 年間の事業計画及び予算書
- (8) 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施
設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(管理者就任
承諾書及び医師免許証の写しを含む。)

様式 17

医療法人分割認可申請

医療法人 吸収分割
新設分割 認可申請書

年 月 日

広島県知事様

法人名
代表者氏名

法人名
代表者氏名

次のとおり、医療法人 医療法人 を医療法人 に吸収分割
医療法人 を新設分割し、医療法人 を設立

したいので、認可してください。

吸収分割によつて承継する医療法人 名
新設分割によつて設立する医療法人

主たる事務所の所在地

代表者 住 所
氏 名

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

【吸収分割】

- (1) 理由書
- (2) 法第60条の3第1項又は第3項の手続きを経たことを証する書類
(吸収分割することを決議した社員総会(理事会)の議事録の写し)
※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要
- (3) 吸収分割契約書の写し
- (4) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (7) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。)

【新設分割】

- (1) 理由書
- (2) 法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項又は第3項の手続きを経たことを証する書類
(新設分割することを決議した社員総会(理事会)の議事録の写し)
※理事長の「原本と相違ない」旨の証明が必要
- (3) 新設分割計画の写し
- (4) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- (5) 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- (6) 新設分割前の新設分割医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表
- (7) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (8) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- (9) 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(管理者就任承諾書及び医師免許証の写しを含む。)

様式 18

一時役員選任申請

一時役員選任申請書

年 月 日

広島県知事様

主たる事務所の所在地
医療法人名
理事長氏名

次のとおり本法人の一時役員を選任してください。

1. 一時役員に選任されるべき者

住所

氏名

生年月日

性別

職業

2. 選任を必要とする理由

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- (1) この決議を行った社員総会（理事会）の議事録の写し
- (2) 一時役員履歴書、就任承諾書
- (3) 役員及び社員（評議員）の名簿

(参考様式)

令和 年 月 日

広島県知事 様

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

医療法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

医療法人財産引継完了届

添付書類

- 1 財産引継書
- 2 設立時貸借対照表

(参考様式)

財産引継書

金

円也

引継ぎ財産の内訳	〇〇〇〇	円	
	〇〇〇〇	円	
	〇〇〇〇	円	
	<hr/>		
資産合計		円	(①)
負債		円	(②)
合計		円	(①-②)

「医療法人〇〇〇〇基金」に係る基金拠出分として、上記財産を正に引き継ぎました。

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

医療法人〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

基金拠出者

〇〇 〇〇 様

様式 19

医療法人の経営情報等報告書

年 月 日

広島県知事様

法人名

代表者氏名

年度の決算を終了したので、次の書類を添えて報告します。

経営状況に関する情報（病院、診療所）

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院、診療所）

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

経営状況に関する情報（病 院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
病院名		役員数(人)		職員数(人)
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

Ver. 2.1

消費税の経理方式	科 目	金 額	備 考
	01 医業収益		
	01-01 入院診療収益		
	01-01-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
	01-01-2 公害等診療収益		任意記載
	01-01-3 その他の診療収益	0	計算式あり
	01-02 室料差額収益		
	01-03 外来診療収益		
	01-03-1 保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
	01-03-2 公害等診療収益		任意記載
	01-03-3 その他の診療収益	0	計算式あり
	01-04 その他の医業収益	0	計算式あり
	01-04-1 うち保健予防活動収益		任意記載
	01-04-2 うち運営費補助金収益		
	02 医業費用		
	02-01 材料費	0	計算式あり
	02-01-1 医薬品費		
	02-01-2 診療材料費、医療消耗器具備品費		
	02-01-3 給食用材料費		
	02-02 給与費	0	計算式あり
	02-(02)（うち消費税課税対象費用）		
	02-02-1 役員報酬		
	02-02-2 給料		
	02-02-3 賞与		
	02-02-4 賞与引当金繰入額		
	02-02-5 退職給付費用		
	02-02-6 法定福利費		
	02-03 委託費		
	02-03-1 うち給食委託費		
	02-04 設備関係費		
	02-(04)（うち消費税課税対象費用）		
	02-04-1 うち減価償却費		
	02-04-2 うち器機賃借料		
	02-05 研究研修費		
	02-(05)（うち消費税課税対象費用）		
	02-06 経費		
	02-(06)（うち消費税課税対象費用）		
	02-06-1 うち水道光熱費		
	02-07 控除対象外消費税等負担額		
	02-08 本部費配賦額		
	03 医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり
	04 医業外収益		
	04-01 うち受取利息及び配当金		任意記載
	04-02 うち運営費補助金収益		
	04-03 うち施設設備補助金収益		
	05 医業外費用		
	05-01 うち支払利息		任意記載
	06 経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり
	07 臨時収益		
	07-01 うち運営費補助金収益		
	07-02 うち施設設備補助金収益		
	08 臨時費用		
	09 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	0	計算式あり
	10 法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
	11 当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
病院名			役員数(人)	職員数(人)
病院所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

Ver. 2.1

職 種		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
		常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額			人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	
		給 料	賞 与	給 料				賞 与			
01	医師※										
02	歯科医師※										
03	薬剤師※										
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
04-01	保健師										
04-02	助産師※										
04-03	看護師※										
04-04	准看護師※										
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-01	診療放射線技師※										
05-02	臨床工学技士※										
05-03	臨床検査技師※										
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-04-1	理学療法士※										
05-04-2	作業療法士※										
05-04-3	視能訓練士										
05-04-4	言語聴覚士※										
05-05	歯科衛生士										
05-06	歯科技工士										
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-07-1	管理栄養士※										
05-07-2	栄養士										
05-07-3	調理師										
05-08	社会福祉士										
05-09	精神保健福祉士										
05-10	保育士										
05-11	看護補助者※										
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員										
05-12-2	医師事務作業補助者										
05-12-3	診療情報管理士										
05-13	その他の職員										

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「病床機能報告」報告の有無で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

経営状況に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名	
診療所名	
診療所所在地	都道府県 市区町村 町域
役員数(人)	
職員数(人)	
二次医療圏	

期間（自 至 ）

Ver. 2.1

消費税の経理方式	主たる診療科	金額	備考
科 目			
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	室料差額収益		任意記載
01-01-4	その他の診療収益	0	計算式あり
01-02	外来診療収益		
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		任意記載
01-02-2	公害等診療収益		任意記載
01-02-3	その他の診療収益	0	計算式あり
01-03	その他の医業収益	0	計算式あり
01-03-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費	0	計算式あり
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費	0	計算式あり
02-(02)	（うち消費税課税対象費用）		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		任意記載
02-04	減価償却費		
02-05	器機賃借料		
02-06	その他の医業費用	0	計算式あり
02-(06)	（うち消費税課税対象費用）		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額		
02-06-3	うち本部費配賦額		任意記載
03	医業利益（又は医業損失）	0	計算式あり
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益（又は経常損失）	0	計算式あり
07	臨時収益		任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）	-	計算式あり

※ 1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※ 2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名				
診療所名			役員数(人)	職員数(人)
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	二次医療圏

期間（自 _____ 至 _____）

Ver. 2.1

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種	種	常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合		
		給 料	賞 与				給 料	賞 与			
01	医師※										
02	歯科医師※										
03	薬剤師※										
04	看護職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
04-01	保健師										
04-02	助産師※										
04-03	看護師※										
04-04	准看護師※										
05	その他の医療技術者等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-01	診療放射線技師※										
05-02	臨床工学技士※										
05-03	臨床検査技師※										
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-04-1	理学療法士※										
05-04-2	作業療法士※										
05-04-3	視能訓練士										
05-04-4	言語聴覚士※										
05-05	歯科衛生士										
05-06	歯科技工士										
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-07-1	管理栄養士※										
05-07-2	栄養士										
05-07-3	調理師										
05-08	社会福祉士										
05-09	精神保健福祉士										
05-10	保育士										
05-11	看護補助者※										
05-12	事務職員	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-12-1	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員										
05-12-2	医師事務作業補助者										
05-12-3	診療情報管理士										
05-13	その他の職員										

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「※」を記載すること。

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

[Yellow Box]

医療法人

理事長

[Yellow Box]

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号	[Yellow Box]					
法人番号	[Yellow Box]					
病床・外来管理番号	[Yellow Box]	[Yellow Box]				
医療機関コード	[Yellow Box]	[Yellow Box]				
法人名	[Yellow Box]					
病院・診療所名	[Yellow Box]					
病院・診療所所在地	都道府県	[Yellow Box]	市区町村	[Yellow Box]	町域	[Yellow Box]
会計期間	自	[Yellow Box]		至	[Yellow Box]	

以上